

---

# 東松島市男女共同参画基本計画

---

平成29年 3月

東松島市



## はじめに

東日本大震災から、約6年が経過いたしました。

極限状態ともいえる困難な状況のなか、復旧・復興の過程では女性の力が発揮され、その力の大きさを実感いたしました。それと同時に、プライベートが失われた避難生活が長期化するなか、性別による固定的な役割観念により、悩みや苦しさを抱えていた方々がいることも、教訓として忘れてはなりません。

この6年のあいだにも、少子高齢化の進展や経済活動の国際化、価値観の多様化等により、社会経済情勢は急速に変化しています。こうした急速な変化に対応していくためには、男女がお互いを尊重し合い、職場、学校、家庭、地域などの社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、喜びや責任を分かち合える男女共同参画社会の実現を目指していく必要がありますが、現実には、まだまだ数多くの課題があると言えます。

本市におきましては、平成28年4月に「東松島市男女共同参画推進条例」を施行したところです。これからも広く男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動を行い、男女共同参画社会の推進に努めて参りたいと思っておりますが、更に、条例に掲げられた基本理念に沿って、施策を総合的かつ計画的に推進していくために、「東松島市男女共同参画推進基本計画」を策定しました。

今後、この計画を推進するにあたり、市が率先して取り組むことはもちろん、企業、事業者、全ての市民の皆様方の一層のご理解とご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。最後に、本計画の策定にあたりご協力いただきました、東松島市男女共同参画審議会の委員の皆様をはじめ、住民アンケートに貴重なご意見をいただきました多くの皆様に心からお礼申し上げます。

平成29年3月

東松島市長 阿部 秀保



# 目次

## 第Ⅰ章 計画の概要

1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3

## 第Ⅱ章 東松島市の状況

1 市の現状.....	5
(1) 人口、世帯数の推移.....	5
(2) 女性の労働力率.....	6
(3) 女性の社会進出の状況.....	7
1) 各種委員会における女性の登用状況.....	7
2) 女性の社会的活動の状況.....	10
3) 東松島市役所における女性の管理職への登用状況.....	11
2 アンケート調査結果のポイント.....	12
(1) 調査概要.....	12
1) 調査の目的.....	12
2) 調査の実施状況.....	12
(2) 調査結果のポイント.....	13
1) 「男女共同参画社会」という言葉の認知状況.....	13
2) 東松島市における男女共同参画の実現度.....	14
3) 様々な場面における男女の地位の平等に対する意識.....	15
4) 性別による役割を固定する考え方について.....	16
5) 女性が働く上で大変なこと.....	17
6) 男女がともに仕事と家庭を両立していくために必要なこと.....	18
7) 職場において、男女共同参画が推進されるために必要なこと.....	19
8) 「育児休業制度」、「介護休業制度」の利用について.....	20
9) 家庭での役割分担について.....	21
10) 男の子は「男らしく」、女の子は「女らしく」という育て方について.....	22
11) 教育の場において、男女共同参画が推進されるために必要なこと.....	23
12) 地域社会において、男女共同参画が推進されるために必要なこと.....	24
13) 男女共同参画社会の実現に向け、市に取り組んでもらいたいこと.....	25

## 第Ⅲ章 計画の基本方向

1 計画の基本理念.....	27
2 計画の基本目標.....	28
3 計画の基本的な考え方.....	29
4 施策の体系.....	30

## 第Ⅳ章 施策の展開

基本目標Ⅰ：社会全体における男女共同参画の実現.....	31
1：男女共同参画に関する普及啓発活動の推進.....	31
2：調査・研究及び情報の収集・提供の充実.....	32
3：政策形成及び方針決定の場への女性の参画促進.....	32
基本目標Ⅱ：家庭や学校における男女共同参画の実現.....	34
1：子育て支援センターを通じた子育て支援.....	34
2：多様なニーズに対応した保育サービスの充実や 待機児童解消に向けた取り組み.....	36
3：児童の健全育成のため、居場所や活動の場の確保.....	37
4：子育て家庭の生活の支援.....	37
5：学校等における男女平等教育の推進.....	38
基本目標Ⅲ：地域における男女共同参画の実現.....	39
1：男女共同参画による地域の活性化の推進.....	39
2：男女共同参画による防災対策の推進.....	40
基本目標Ⅳ：人権が尊重され、健康に安心して暮らせる環境の実現.....	41
1：ドメスティック・バイオレンス（DV）防止のための 啓発及び支援体制の充実.....	41
2：児童虐待防止のための支援体制の充実.....	43
3：ひとり親家庭の自立支援の充実.....	43
4：生涯を通じ健康であるための支援.....	44
5：誰もが安心して暮らせるための支援.....	45

## 第Ⅴ章 計画の推進体制

1 計画の推進体制.....	47
2 進捗評価と目標指標の設定.....	49

## 資料編

1 計画策定の経緯.....	51
2 東松島市男女共同参画審議会 委員名簿.....	52
3 東松島市男女共同参画推進条例.....	53
4 男女共同参画社会基本法.....	57
5 宮城県男女共同参画推進条例.....	63
6 男女共同参画についての行政関係年表.....	68

# 第I章 計画の概要



# 1 計画策定の趣旨

我が国の憲法においては、個人の尊重と法の下での平等が掲げられており、これまでも男女平等の実現に向けて様々な取り組みが進められてきました。

平成 11 年には「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、仕事や家庭生活など、様々な活動において、その個性と能力を十分に発揮することが法のもとに明確に示されることになりました。

しかし、性別による役割分担意識や社会習慣・慣行など、男女平等を阻害する様々な要因は未だに十分解消されず、急速な少子・高齢化、家族・地域を取り巻く社会状況の変化、価値観やライフスタイルの多様化が進む中、様々な面で矛盾が生み出されています。

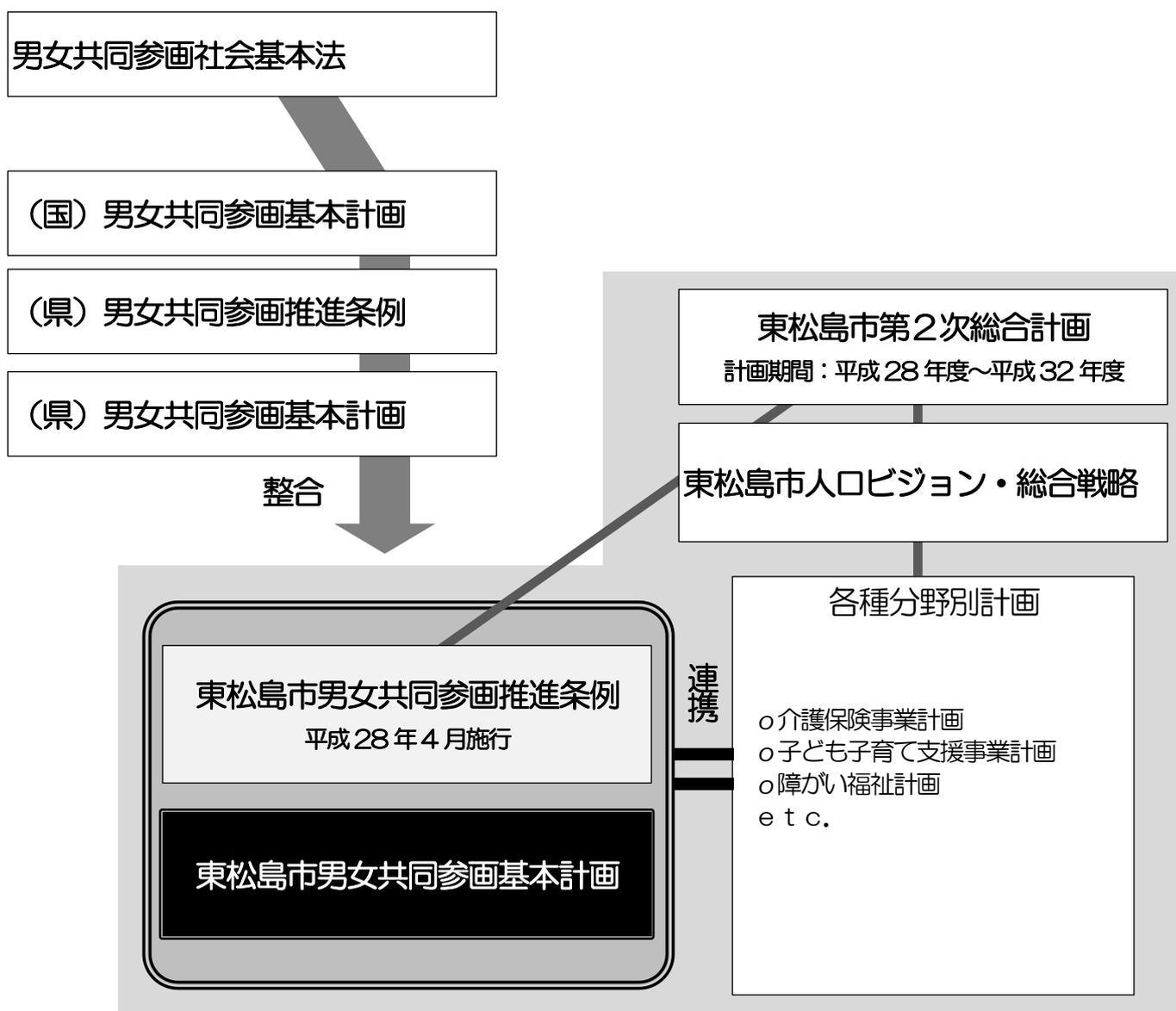
このような状況の中、国では男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題としており、とくに女性の活躍推進は今後の成長戦略の一環として位置づけられ、各界各層を巻き込んだ広範な取り組みが推進されています。

宮城県においても、国の動きに対応するように、平成 13 年 8 月 1 日に「宮城県男女共同参画推進条例」が施行され、平成 15 年 3 月には「宮城県男女共同参画基本計画」が、平成 23 年 3 月には「宮城県男女共同参画基本計画（第 2 次）」策定され、すべての県民の人権が平等に保障され、男女がともに責任を分かち合う社会の構築による男女共同参画社会の実現を目指し、様々な施策が推進されています。

東松島市では、平成 27 年度に「東松島市男女共同参画推進条例」を制定しました。本計画は、この基本条例に基づき、協働のまちづくりと一体的に男女共同参画社会の実現を推進するための具体的な活動方針について取りまとめたものとして策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

- 男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に基づき策定する「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」として策定します。
- 東松島市第 2 次総合計画を上位計画とし、東松島市男女共同参画推進条例に基づく、男女共同参画社会の実現に向けた具体的な活動方針について取りまとめた計画となります。
- 国の「男女共同参画基本計画」、宮城県の「男女共同参画基本計画」及び「男女共同参画推進条例」との整合性に配慮した計画とします。

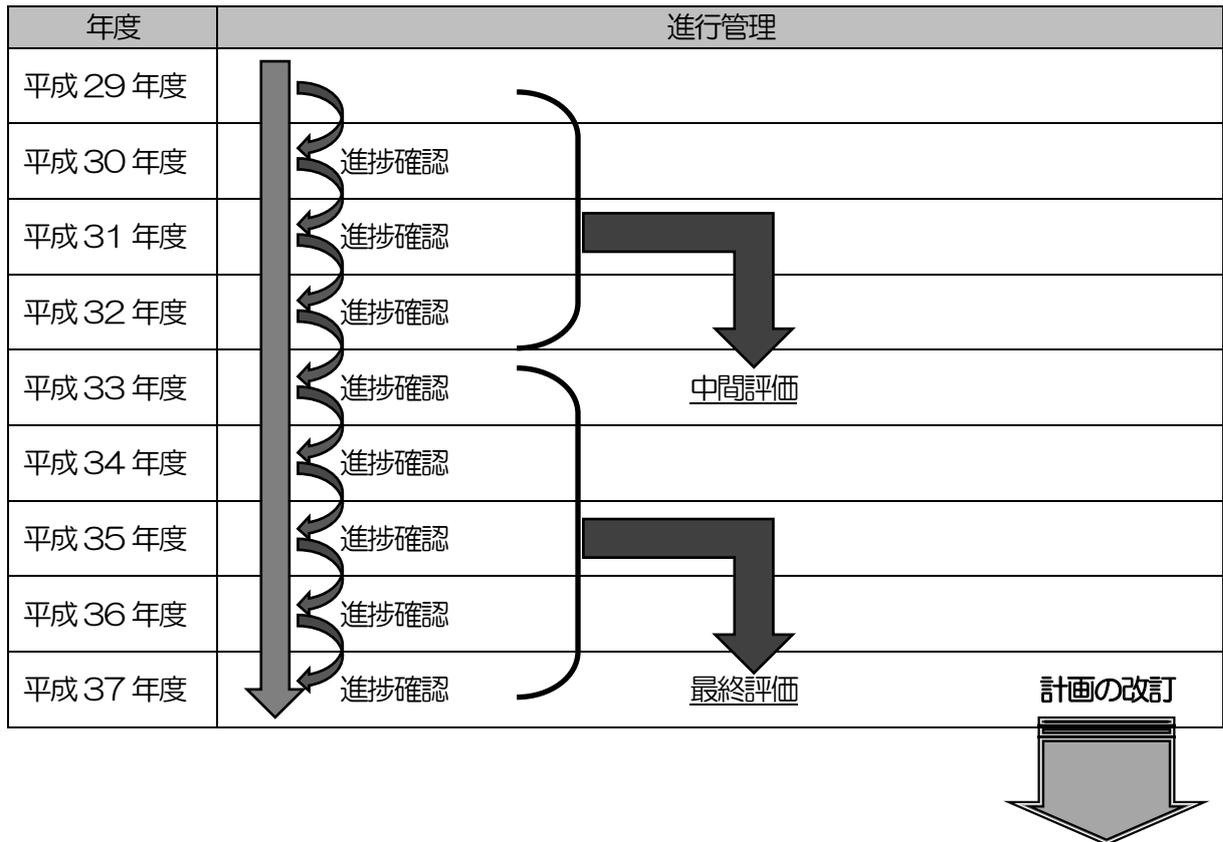


### 3 計画の期間

本計画は平成 29 年度から、平成 37 年度までの 9 年間で計画の期間とします。

計画の改訂については、計画の最終年度である平成 37 年度に行うこととしますが、女性の活躍推進など、男女共同参画社会の実現に向けた国の取り組みは急激に進められているため、計画途中であっても、社会情勢や法整備の状況などに応じて、柔軟に計画の見直しを行います。

なお、計画の進捗確認は毎年度終了後に実施し、第 2 次総合計画（前期）の終了する 33 年度には中間評価と、必要に応じて計画の見直しを検討します。





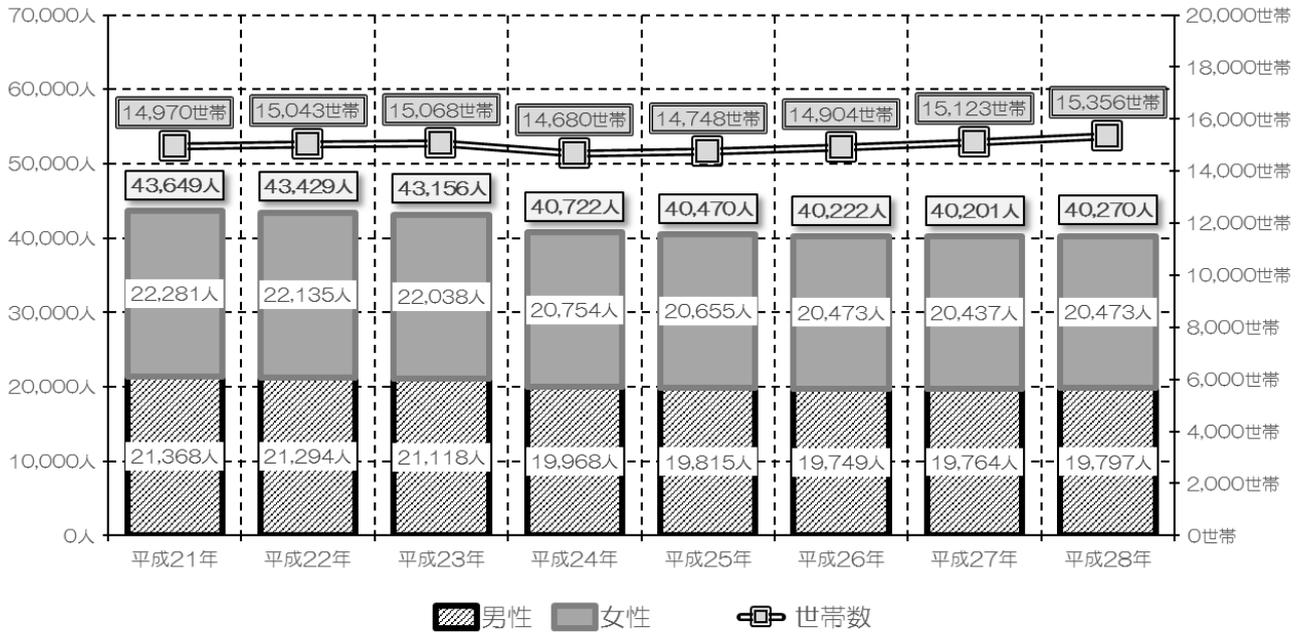
## 第Ⅱ章 東松島市の状況



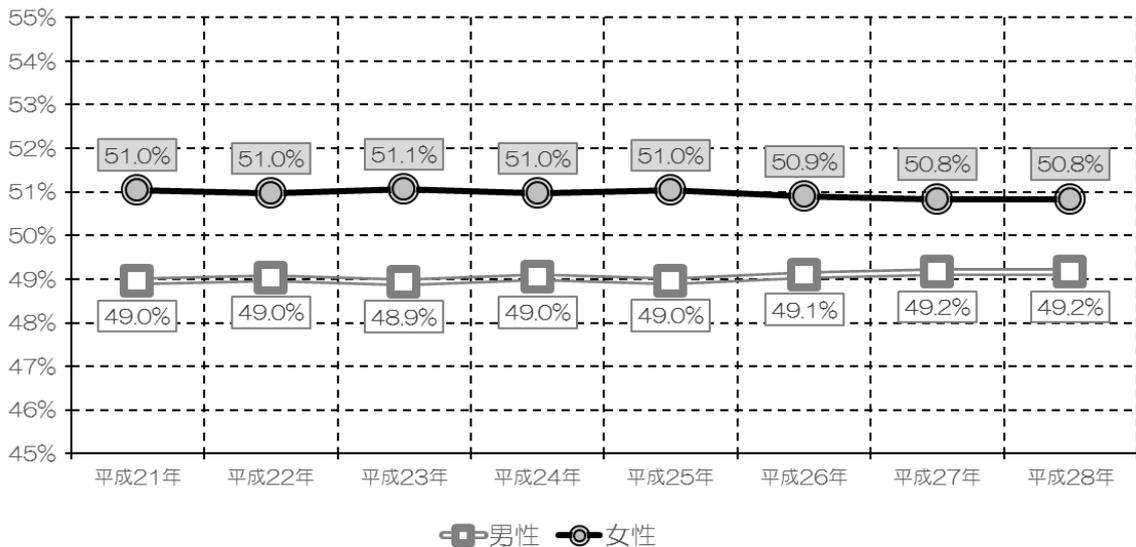
# 1 市の現状

## (1) 人口、世帯数の推移

＜人口及び世帯数の推移＞



＜人口に占める男女比の推移＞



資料：市民課（住民基本台帳）、各年1月1日現在  
 註）外国人は除く（平成24年まで）  
 註）平成24年7月9日 住民基本台帳法の改正により  
 外国人住民含む。（平成25年以降）

本市では、平成 26 年以降、人口はほぼ横ばいに推移しており、平成 28 年は 40,270 人となっています。

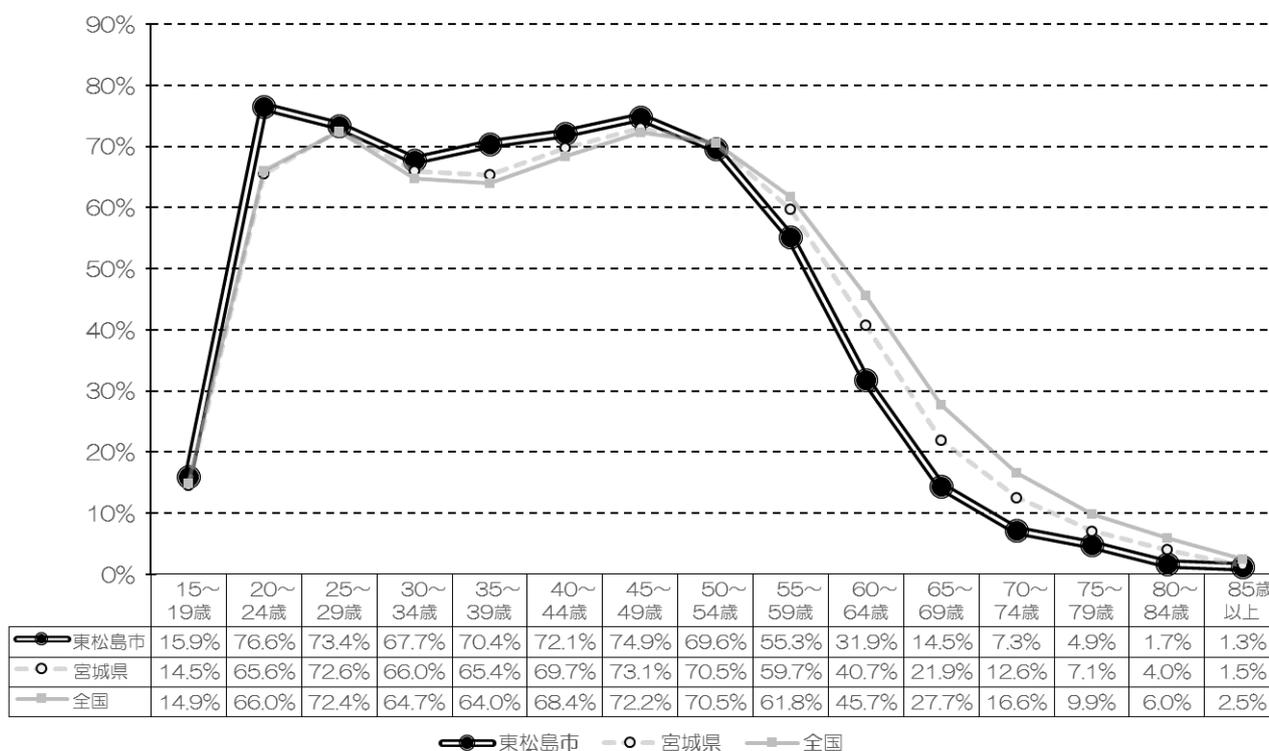
性別にみた人口数も大きな増減はなく、平成 28 年には、男性が 19,797 人、女性 20,473 人がとなっています。

人口に占める男女の比率をみても、平成 28 年は男性が 49.2%、女性が 50.8%と、男性が 49%前後、女性が 51%前後で推移しています。

世帯数は平成 24 年以降わずかに増加傾向にあり、平成 27 年には 1.5 万世帯を超え、平成 28 年には 15,356 世帯となっています。

## (2) 女性の労働力率

### <年齢別にみた女性の労働力率>



資料：平成 22 年国勢調査

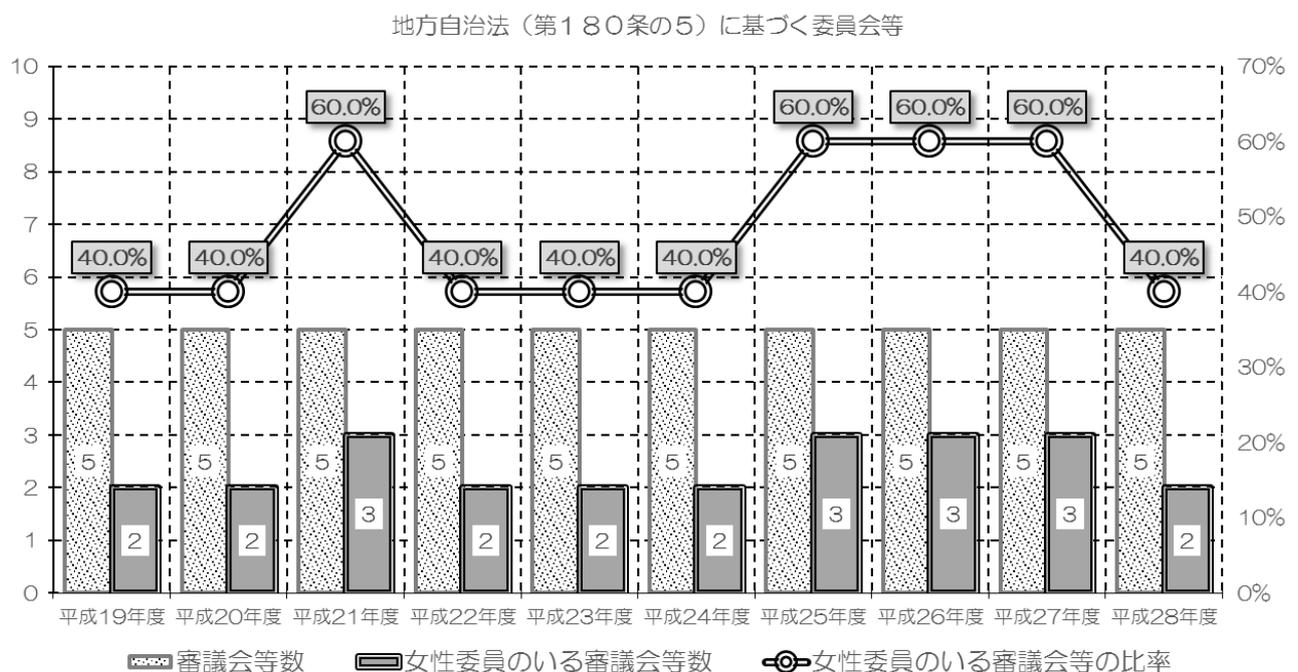
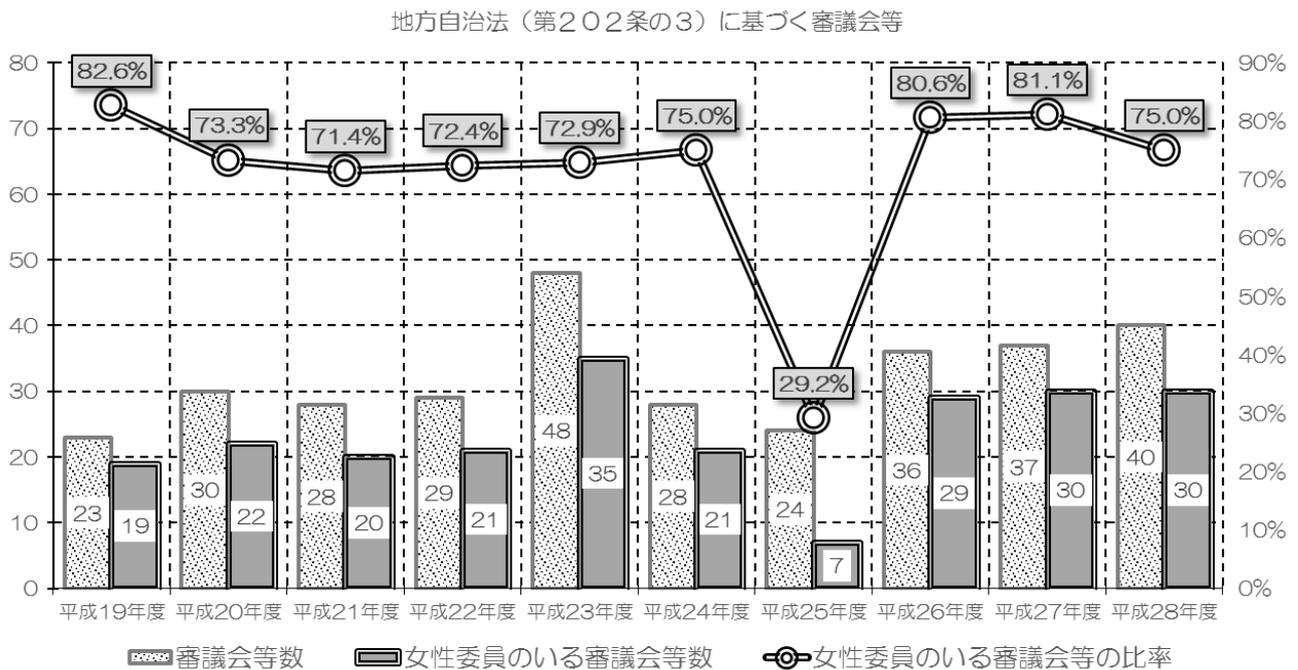
平成 22 年の女性の労働力率(15 歳以上人口に占める就業者と完全失業者の割合)をみると、20 歳～34 歳にかけて労働力率が減少し、その後 49 歳にかけて増加した後再び減少に転じるという M 字カーブを描いています。

女性の労働力率は、20～24 歳と、30～49 歳にかけて、宮城県や全国の値に比べてやや高い水準にあります。55 歳以降は反対に県や国の水準よりも低くなっています。

### (3) 女性の社会進出の状況

#### 1) 各種委員会における女性の登用状況

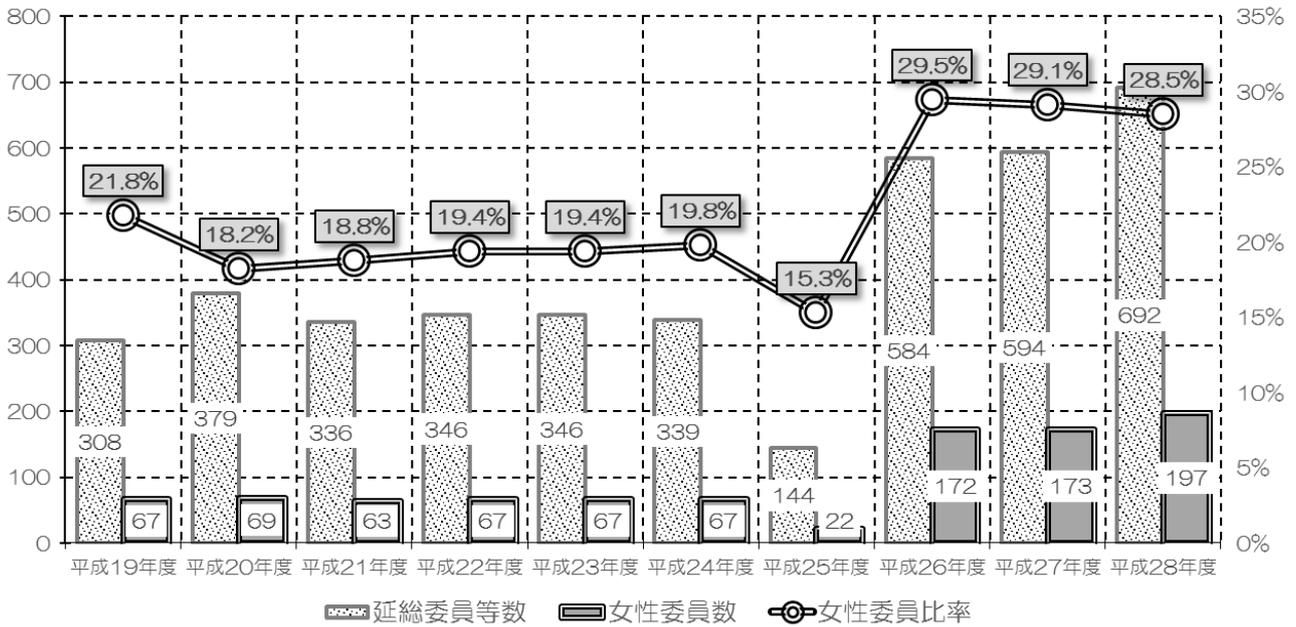
##### ＜女性委員のいる審議会等の状況＞



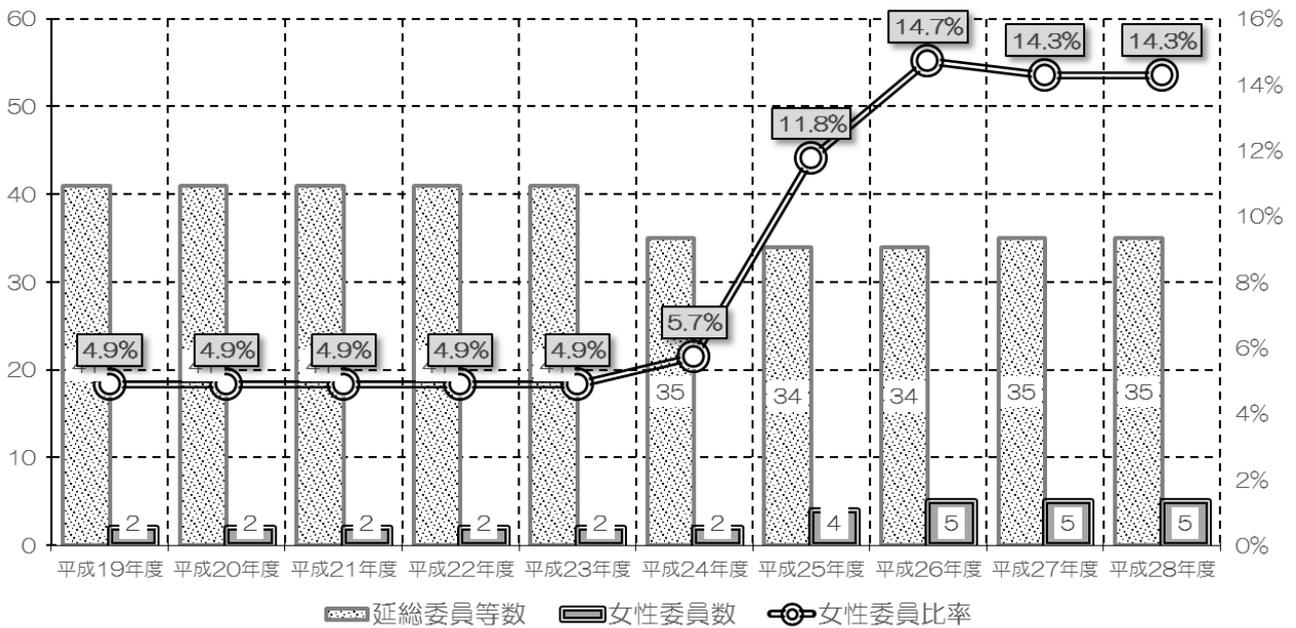
資料：東松島市資料

## ＜委員数に占める女性委員の割合＞

地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等



地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等況



資料：東松島市資料

地方自治法第 202 条の 3 に基づく審議会等<sup>(※1)</sup>と、第 180 条の 5 に基づく委員会等<sup>(※2)</sup>について、女性の登用状況をみると、女性委員のいる審議会の比率は、第 202 条の 3 に基づく審議会等では、平成 25 年度にいったん減少しているものの、平成 21 年度以降、平成 27 年度まで割合は高まっており、平成 26、27 年度には 8 割を超えています。第 180 条の 5 に基づく委員会等では、委員会の数が少ないため、年度により女性委員のいる委員会の比率は大きく増減していますが、おおむね半数程度の委員会で女性委員が登用されています。

審議会等の延総委員数に占める女性委員数の割合についてみると、第 202 条の 3 に基づく審議会等では、平成 20～25 年度は 2 割を下回る水準でしたが、平成 26 年度以降は 3 割近い割合で推移しています。

第 180 条の 5 に基づく委員会等では、平成 24 年度まで 1 割に満たない水準でしたが、平成 25 年度以降、女性委員の占める割合は高まっており、平成 26 年度以降は 14% 台で推移しています。

(※1) 法律もしくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関のこと。

(※2) 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員のことで、以下のとおり

- 1 教育委員会
- 2 選挙管理委員会
- 3 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
- 4 監査委員
- 5 農業委員会
- 6 固定資産評価審査委員会

## 2) 女性の社会的活動の状況

### ＜各種地域活動における女性の活動状況＞

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
PTA会長（小学校）	学校数	10校	10校	10校	10校	10校	10校	9校	9校	9校	8校
	女性数	0人	0人	0人	0人	0人	1人	1人	2人	2人	1人
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	11.1%	22.2%	22.2%	12.5%
PTA会長（中学校）	学校数	4校	4校	4校	4校	4校	4校	3校	3校	3校	3校
	女性数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	0人	1人	0人
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	33.3%	0.0%
公民館長（市民センター所長）	総数	8人	8人	8人	8人	8人	8人	7人	8人	8人	8人
	女性数	2人	2人	2人	1人	1人	1人	1人	0人	0人	0人
	割合	25.0%	25.0%	25.0%	12.5%	12.5%	12.5%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%
行政区長（地区自治会長）	総数	115人	121人	115人	115人	115人	115人	115人	104人	101人	104人
	女性数	3人	4人	2人	3人	3人	3人	3人	5人	5人	5人
	割合	2.6%	3.3%	1.7%	2.6%	2.6%	2.6%	2.6%	4.8%	5.0%	4.8%

資料：東松島市資料

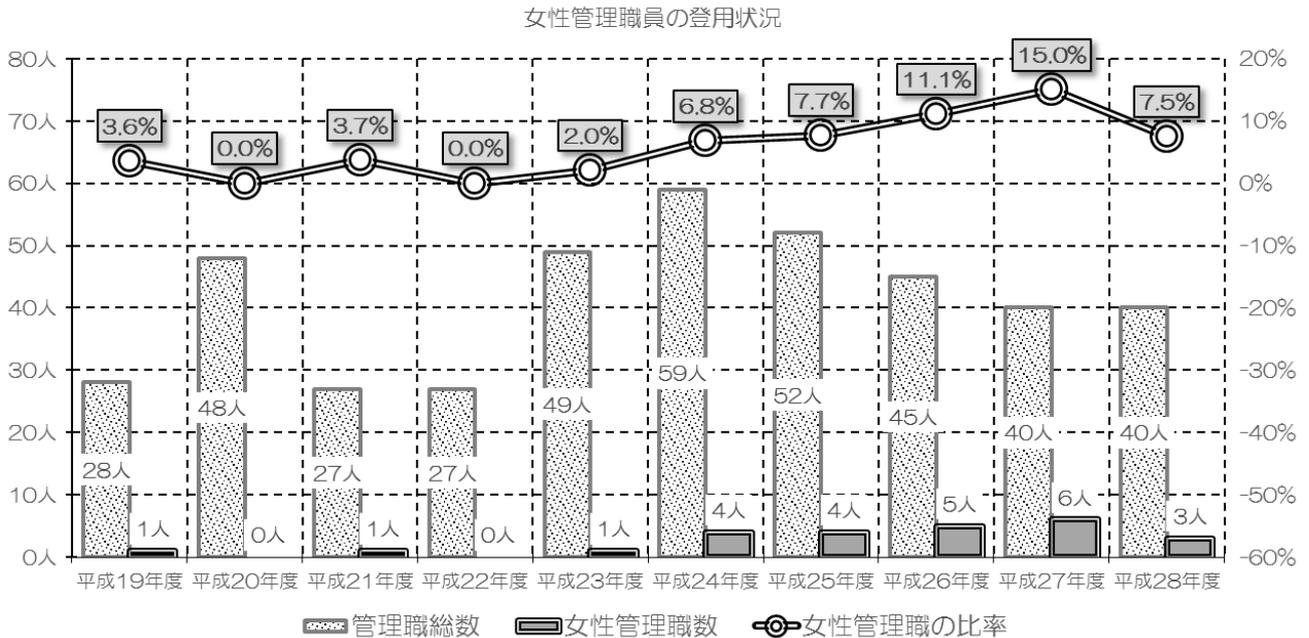
各種の地域活動における女性の活動状況についてみると、小学校、中学校における女性のPTA会長は平成23年度までいみせんでしたが、以降、1～2人が選出されています。

公民館長（市民センター所長）では、平成25年度まで2～1人でしたが、平成26年度以降、0人となっています。

行政区長（地区自治会長）の状況についてみると、会員数はやや減少傾向にあるものの、選出される女性は平成26年度に5人に増加し、以降、5人で推移しています。

### 3) 東松島市役所における女性の管理職への登用状況

#### <女性管理職の登用状況>



	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
管理職総数	28人	48人	27人	27人	49人	59人	52人	45人	40人	40人
うち女性管理職数	1人	0人	1人	0人	1人	4人	4人	5人	6人	3人
女性管理職の比率	3.6%	0.0%	3.7%	0.0%	2.0%	6.8%	7.7%	11.1%	15.0%	7.5%
うち一般行政職	管理職総数	28人	48人	27人	27人	49人	52人	42人	37人	37人
	うち女性管理職数	1人	0人	1人	0人	1人	4人	4人	5人	3人
	女性管理職の比率	3.6%	0.0%	3.7%	0.0%	2.0%	6.8%	7.7%	11.9%	8.1%

資料：東松島市資料

東松島市役所の管理職に占める女性管理職の状況についてみると、管理職数は平成24年度以降減少しているものの、女性管理職の数は、反対に増加しており（平成28年度は再び減少）、管理職に占める女性管理職の割合も、平成26、27年度には1割を超えています。

一般行政職に限ってみても、おおむね全体と大きな差異はありません。

## 2 アンケート調査結果のポイント

### (1) 調査概要

#### 1) 調査の目的

平成 28 年 4 月に施行した「東松島市男女共同参画推進条例」に掲げた、“認め合い”、“支え合い”、“補い合い”による男女共同参画社会の実現に向けた具体的な行動指針となる「東松島市男女共同参画基本計画」の策定の基礎資料とするため、男女共同参画に対する意識や市の取り組みに対する希望などについて調査を行いました。

#### 2) 調査の実施状況

##### ① 調査期間

平成 28 年 7 月 21 日～8 月 4 日

##### ② 調査方法

郵送による配布・回収

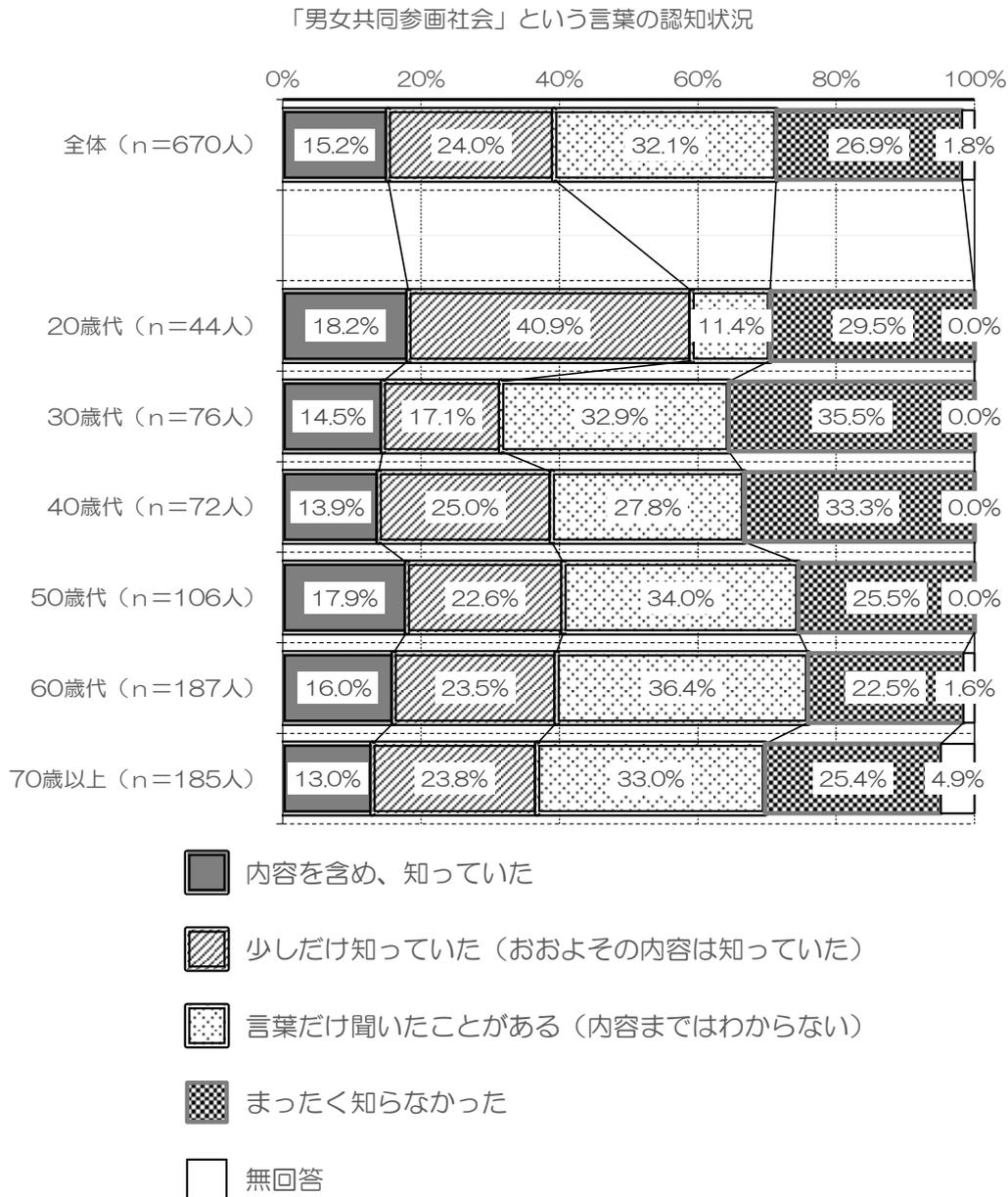
##### ③ 回収状況

調査対象	配布数	回収票	回収無効票	有効回収票	有効回収率
20 歳以上の市民	2,000 票	672 票	2 票	670 票	33.5%

※回収した調査票のうち、基本属性以外の設問に回答のなかった 2 票を除外した 670 票を有効票として集計を行っています。

## (2) 調査結果のポイント

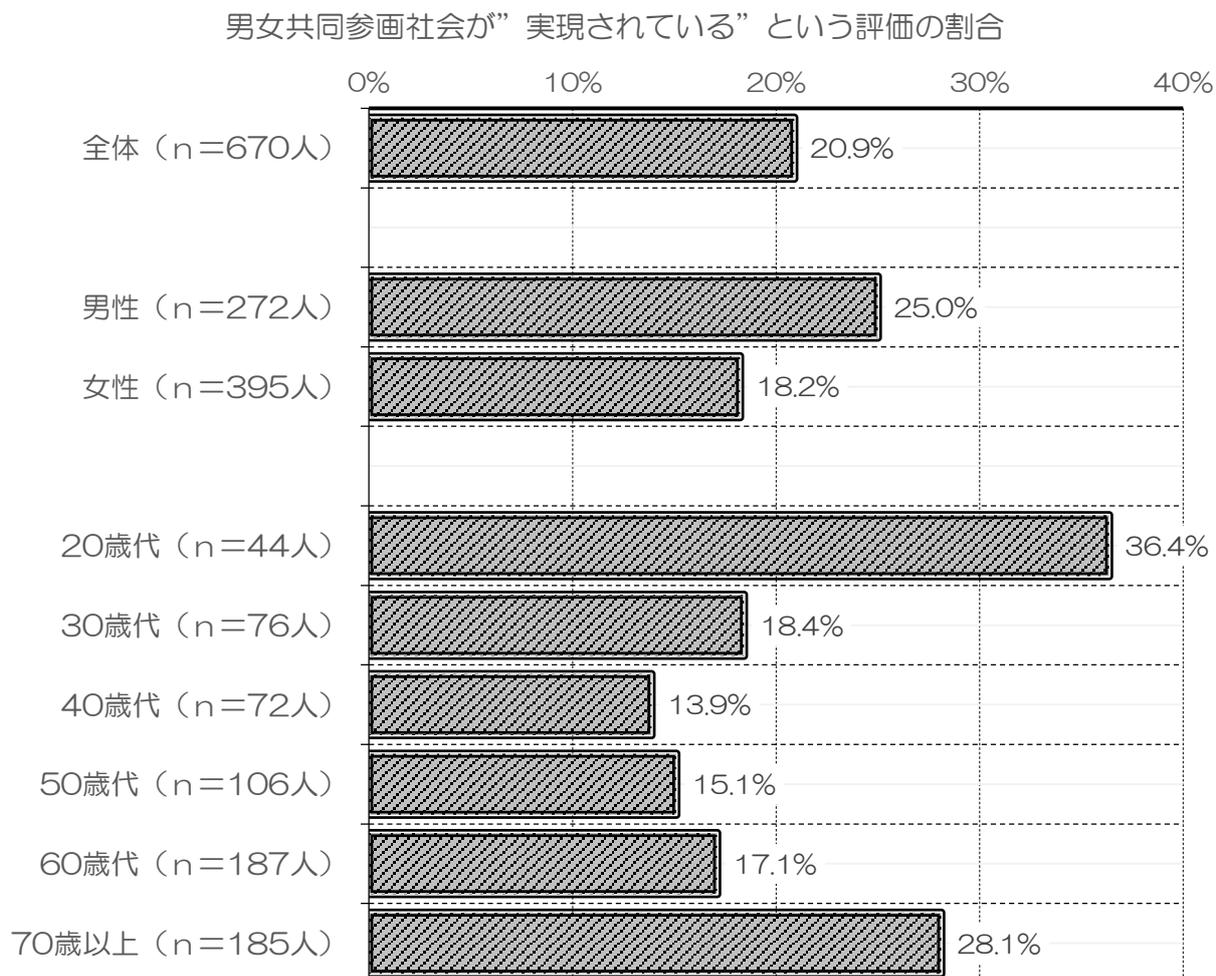
### 1) 「男女共同参画社会」という言葉の認知状況



「男女共同参画社会」という言葉については、32.1%が「言葉だけ聞いたことがある(内容まではわからない)」としています。「内容を含め、知っていた」(15.2%)、「少しだけ知っていた(おおよその内容は知っていた)」(24.0%)をあわせると、「男女共同参画社会」という言葉の認知は71.3%と7割を超えています。

年代別にみると、各年代ともおおむね全体傾向と同様の傾向を示していますが、“20歳代”では「少しだけ知っていた(おおよその内容は知っていた)」の回答の割合が40.9%と高く、「内容を含め、知っていた」(18.2%)とあわせると、59.1%と約6割が「男女共同参画社会」の内容まである程度認知しているとしています。

## 2) 東松島市における男女共同参画の実現度

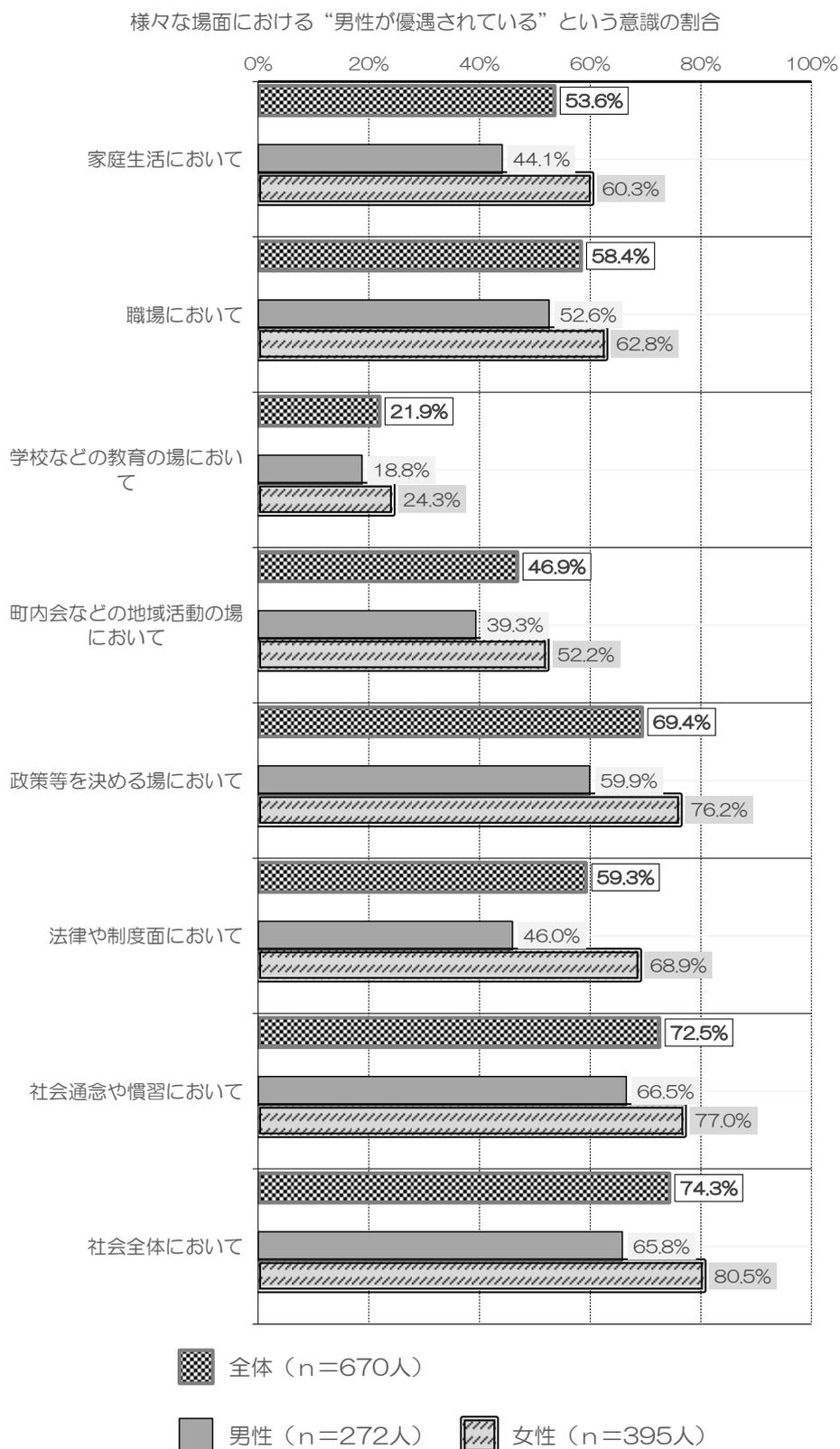


東松島市における男女共同参画の実現度について、「おおいに実現されている」、「おおむね実現されている」をあわせた、“実現されている”という評価の割合について、回答者の性別と年代別にみると、性別では、“男性”よりも“女性”において、“実現されている”という回答の割合が低くなっています。

年代別にみると、“20歳代”では“実現されている”という回答の割合が高く、36.4%となっています。ついで“70歳以上”では“実現されている”という回答の割合が28.1%となっています。

“実現されている”という回答の割合は、働き盛りの30歳代から60歳代でやや低く、若い世代と高齢の世代で高くなっています。

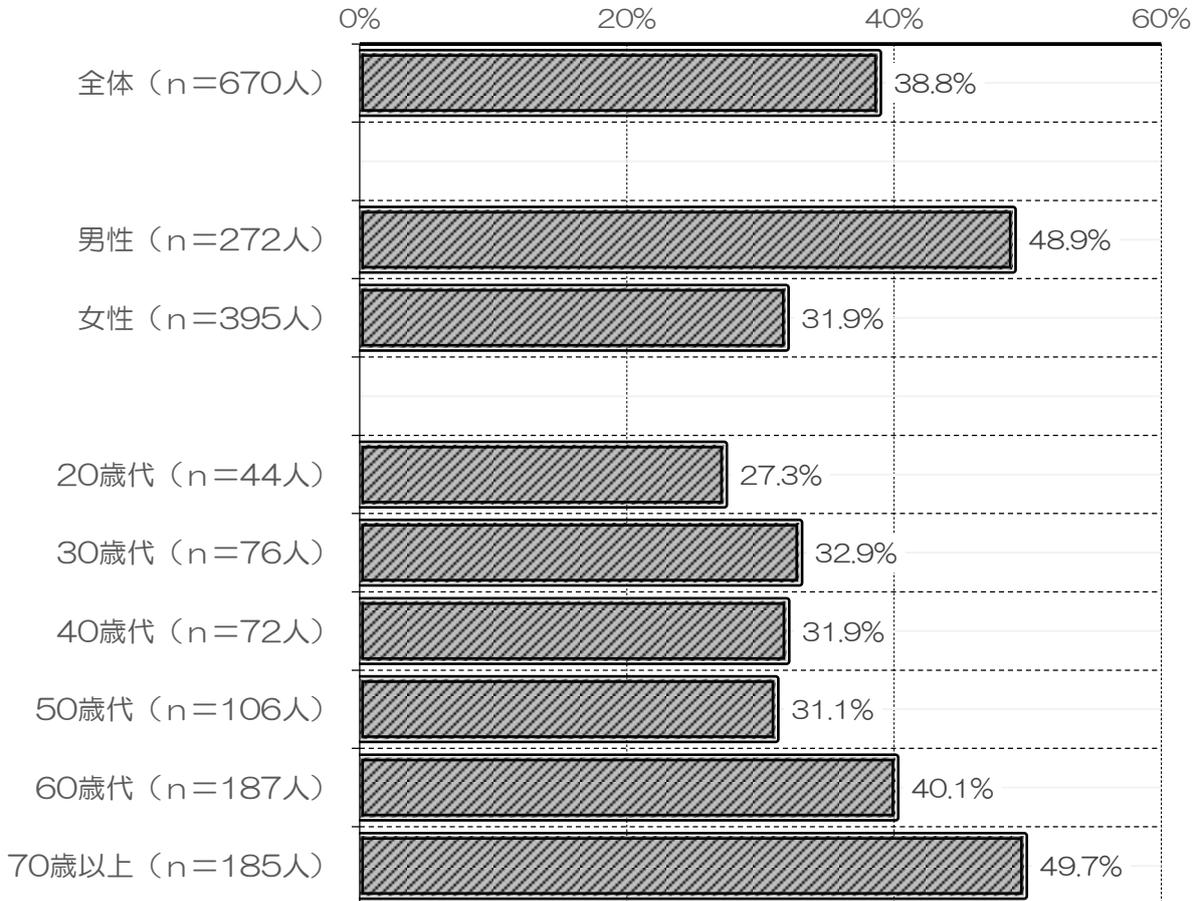
### 3) 様々な場面における男女の地位の平等に対する意識



様々な場面における“男性が優遇されている”という回答の割合について性別にみると、すべての場面において、“男性”よりも“女性”の方が“男性が優遇されている”という回答の割合が高くなっています。

## 4) 性別による役割を固定する考え方について

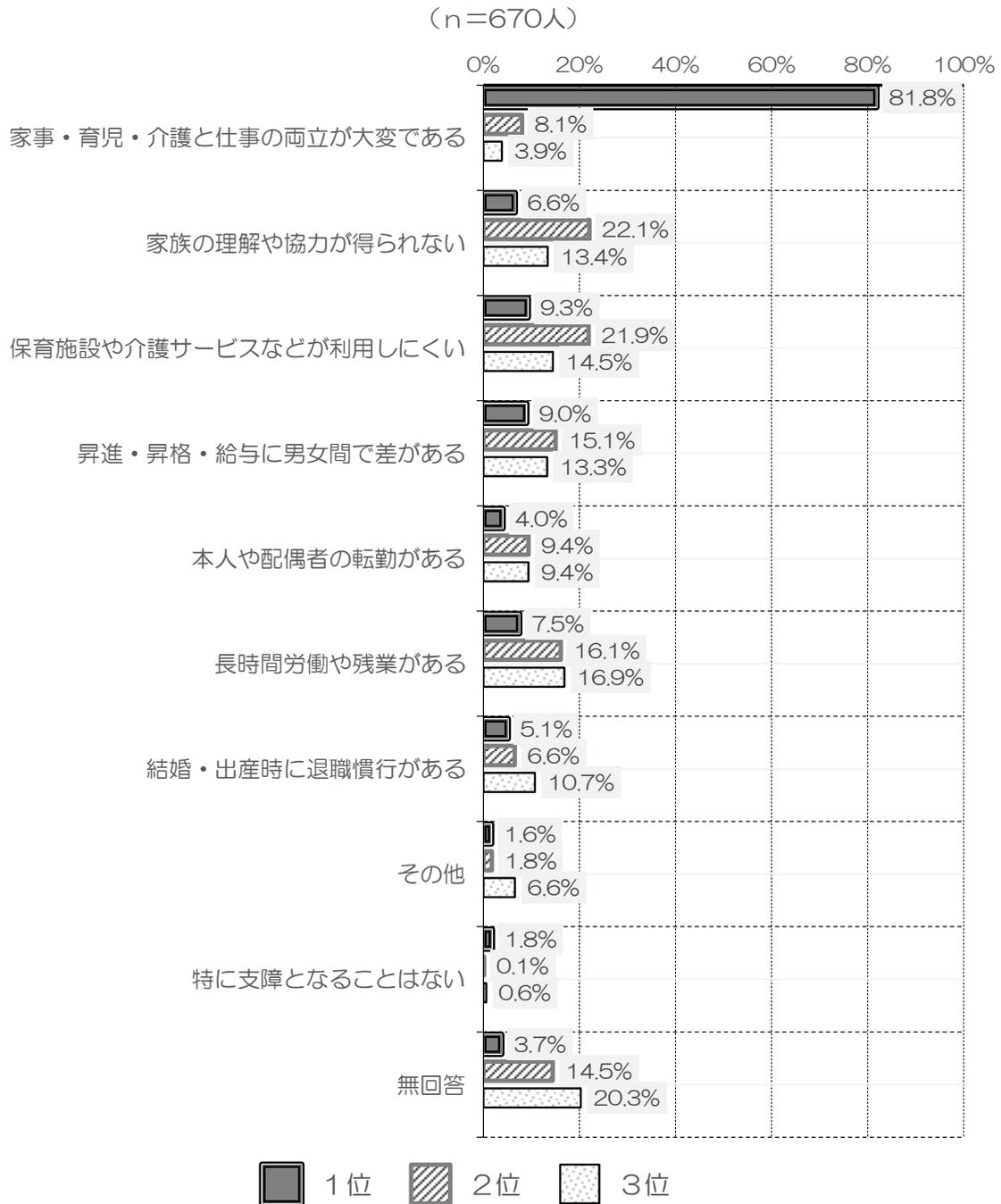
性別による役割を固定する考え方について“同感する”という回答の割合



「男は仕事、女は家庭」という性別による役割を固定する考え方について、「同感する」と「どちらかといえば同感する」をあわせた“同感する”という回答の割合について、性別と年代別にみると、“男性”の48.9%に対して“女性”では31.9%と女性の方が“同感する”という回答の割合が低くなっています。

年代別では、おおむね年代が高くなるにつれて“同感する”という回答の割合が高くなっており、“70歳以上”では49.7%と半数近くが、「男は仕事、女は家庭」という性別による役割を固定する考え方に“同感する”としています。

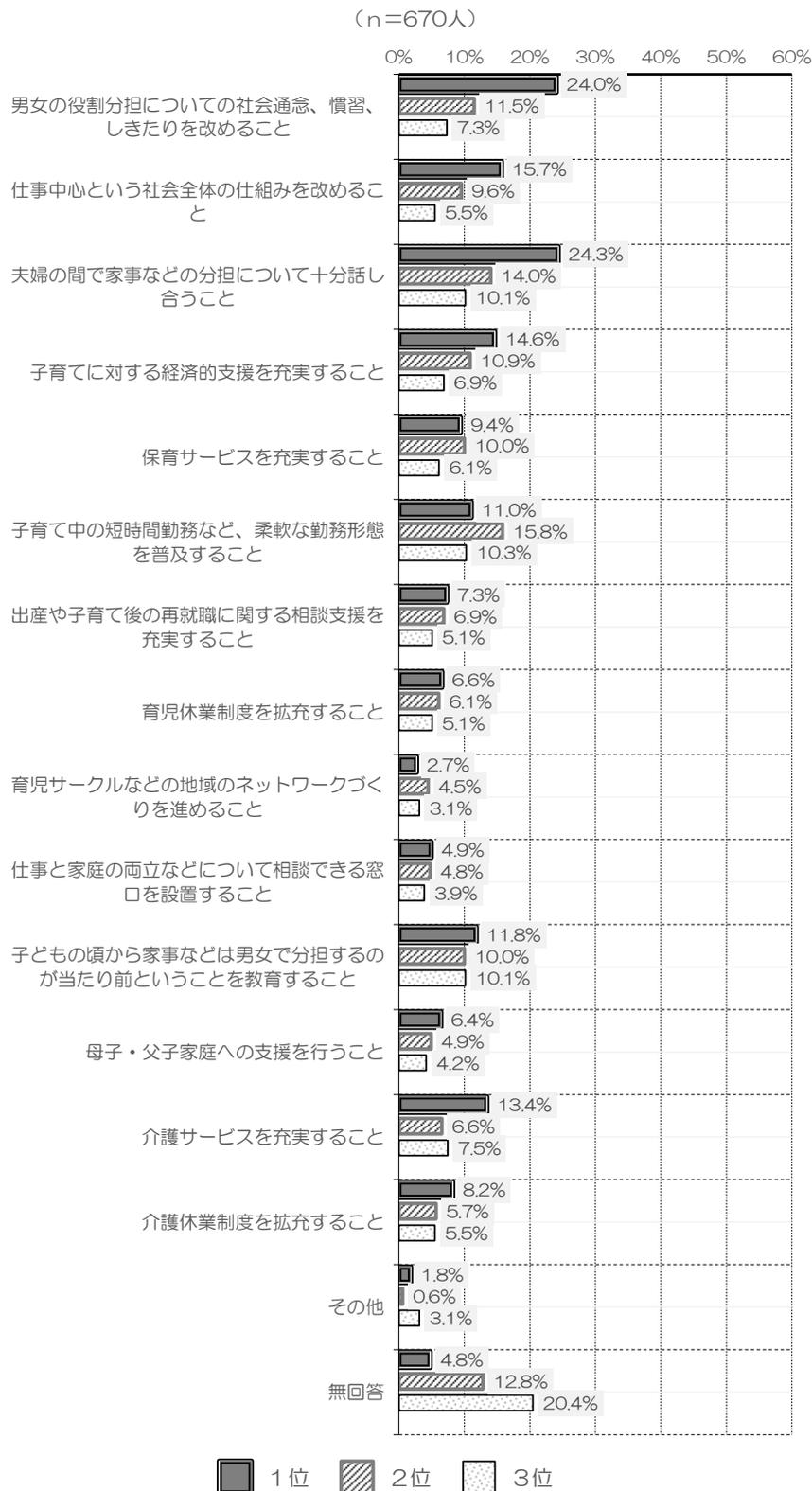
## 5) 女性が働く上で大変なこと



女性が働く上で大変なこととして、1位で最も多く挙げられているのは、「家事・育児・介護と仕事の両立が大変である」で、81.8%と8割以上が大変だとしています。

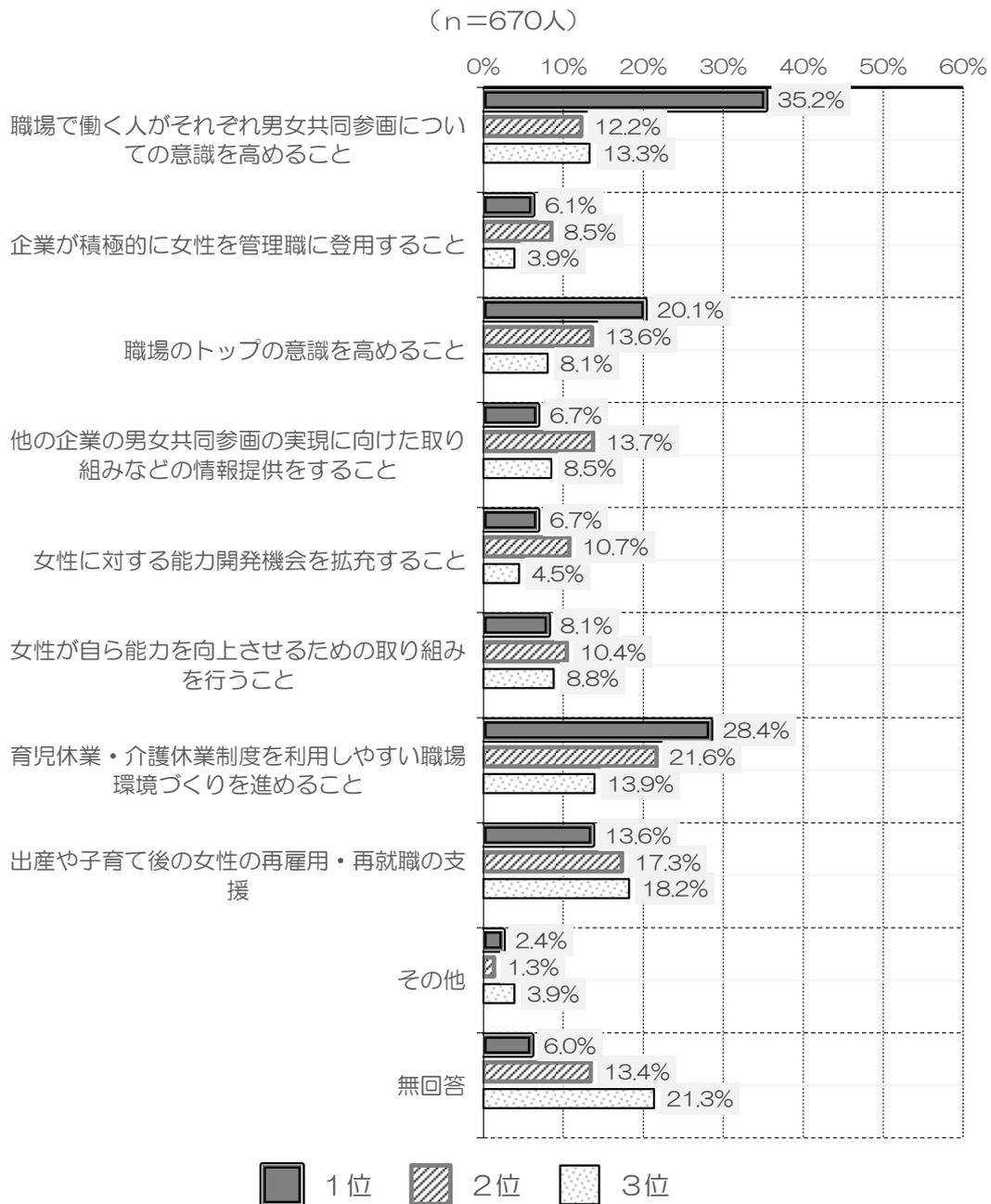
2位としては、「家族の理解や協力が得られない」(22.1%)、「保育施設や介護サービスなどが利用しにくい」(21.9%)などへの回答が2割を超えています。

## 6) 男女がともに仕事と家庭を両立していくために必要なこと



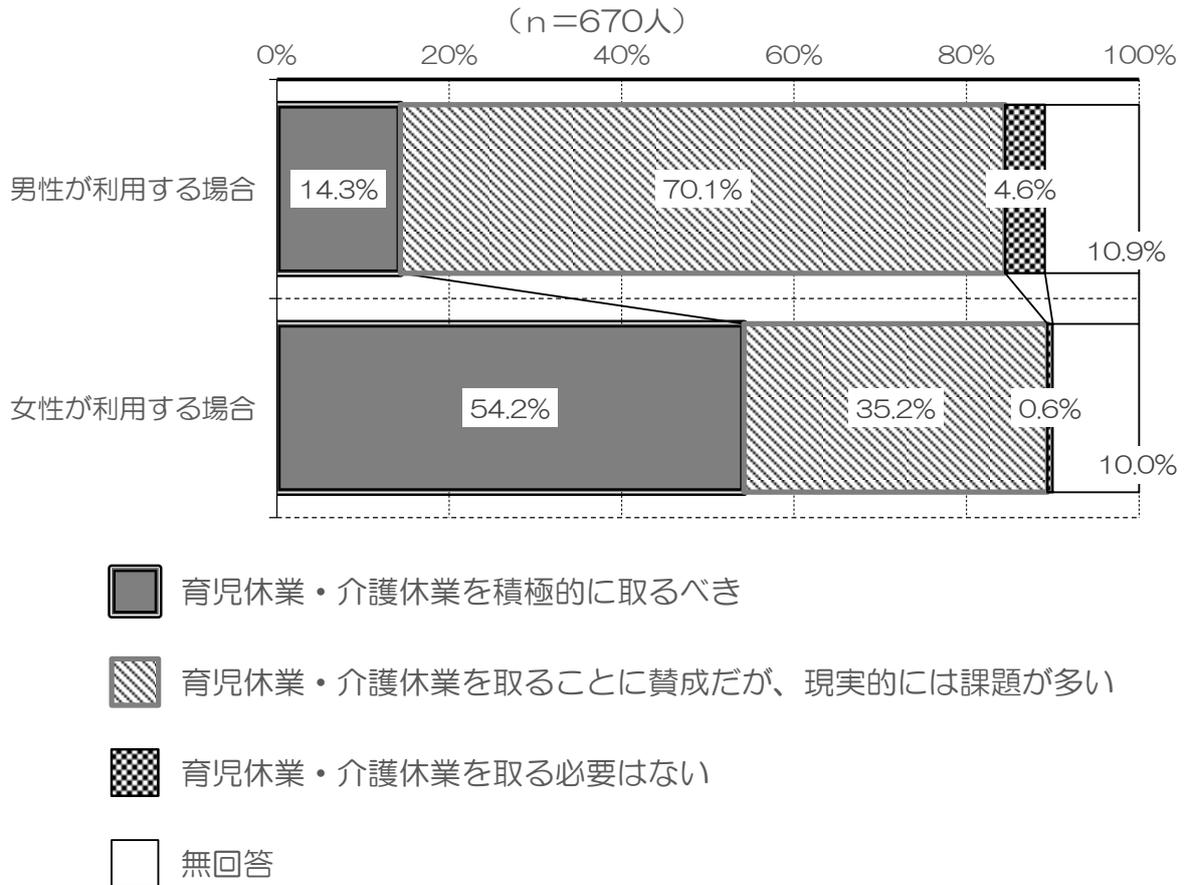
男女がともに仕事と家庭を両立していくために必要なこととしては、1位には「夫婦の間で家事などの分担について十分話し合うこと」(24.3%)、「男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること」(24.0%)などへの回答が2割を超えています。

## 7) 職場において、男女共同参画が推進されるために必要なこと



職場において、男女共同参画が推進されるために必要なこととしては、1位には「職場で働く人がそれぞれ男女共同参画についての意識を高めること」(35.2%)への回答が多く、ついで、「育児休業・介護休業制度を利用しやすい職場環境づくりを進めること」(28.4%)、「職場のトップの意識を高めること」(20.1%)などへの回答が続いています。

## 8) 「育児休業制度」、「介護休業制度」の利用について

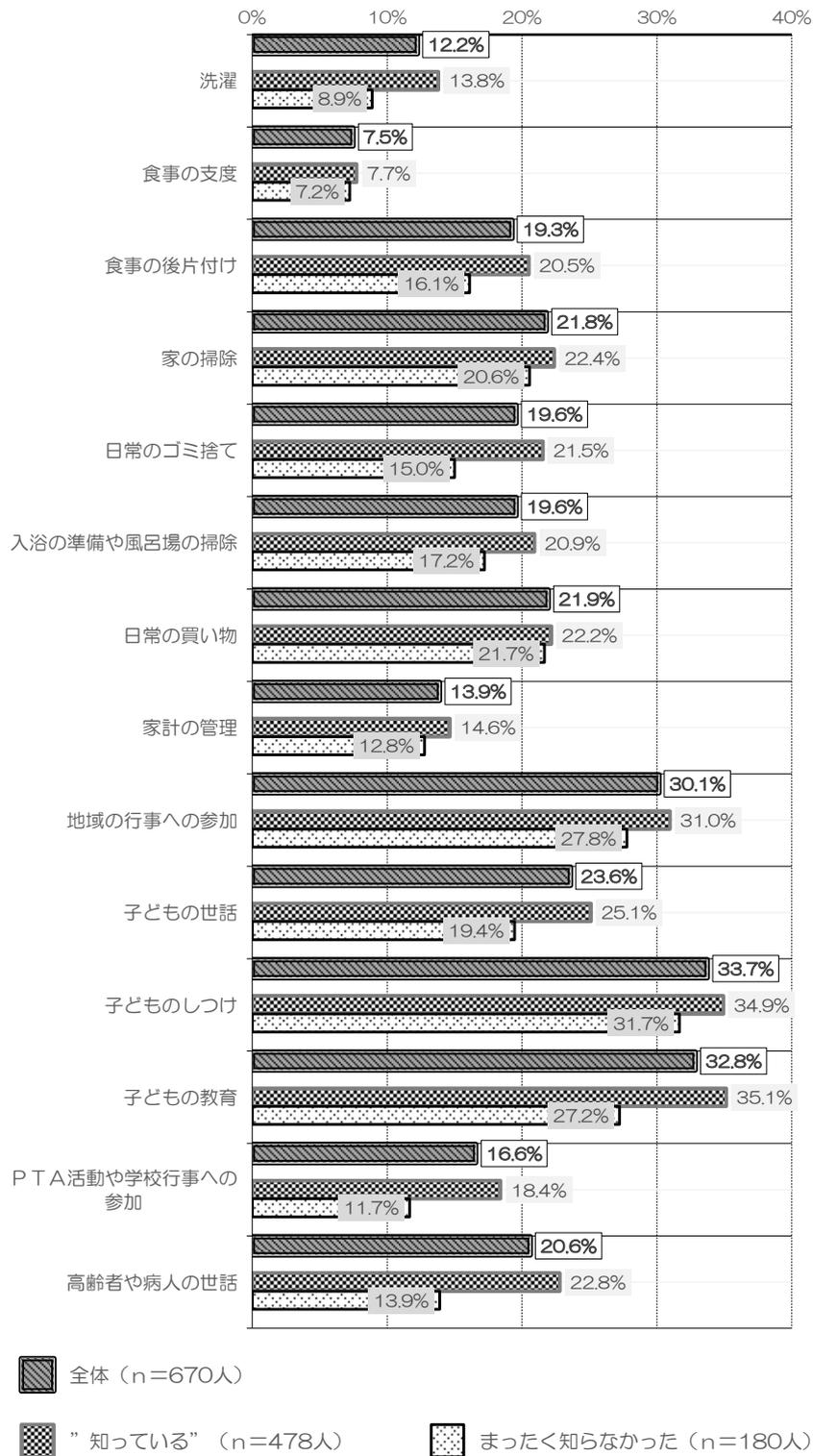


「育児休業制度」や「介護休業制度」の利用について、男性が利用する場合と女性が利用する場合の考え方を聞いたところ、男性が利用する場合には、70.1%が「育児休業・介護休業を取ることに賛成だが、現実的には課題が多い」としており、「育児休業・介護休業を積極的に取るべき」という回答は14.3%にとどまっています。

一方、女性が利用する場合については、「育児休業・介護休業を積極的に取るべき」への回答が54.2%と半数を超えています。また、女性が利用する場合にも、「育児休業・介護休業を取ることに賛成だが、現実的には課題が多い」という回答が35.2%を占めています。

## 9) 家庭での役割分担について

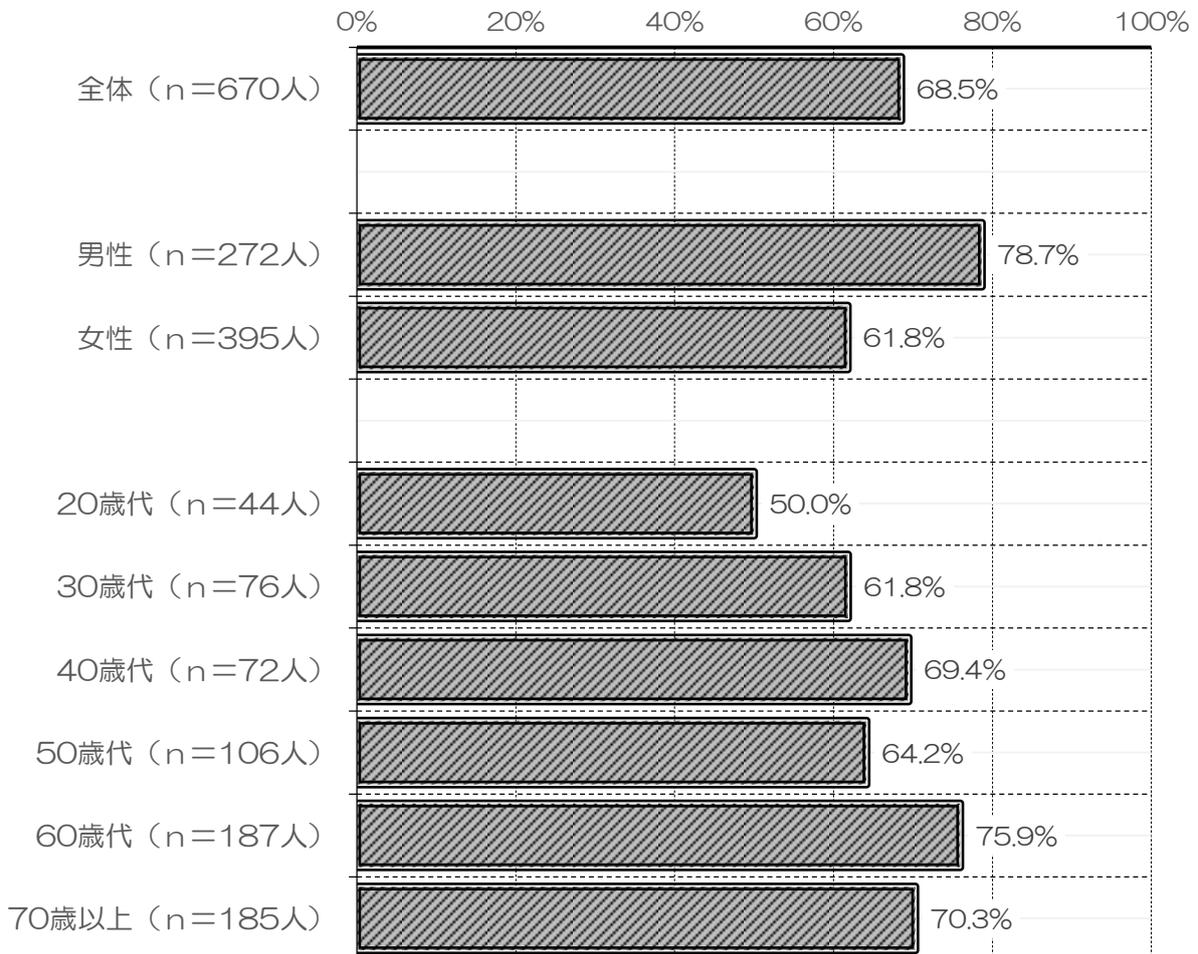
「男女共同参画」という語の認知状況別に見た家庭での役割分担における  
 “男女で同じように分担”という回答の割合



「男女共同参画社会」という語について“知っている”という人の方が「まったく知らなかった」という人よりも“男女で同じように分担”への回答の割合が高くなっています。

## 10) 男の子は「男らしく」、女の子は「女らしく」という育て方について

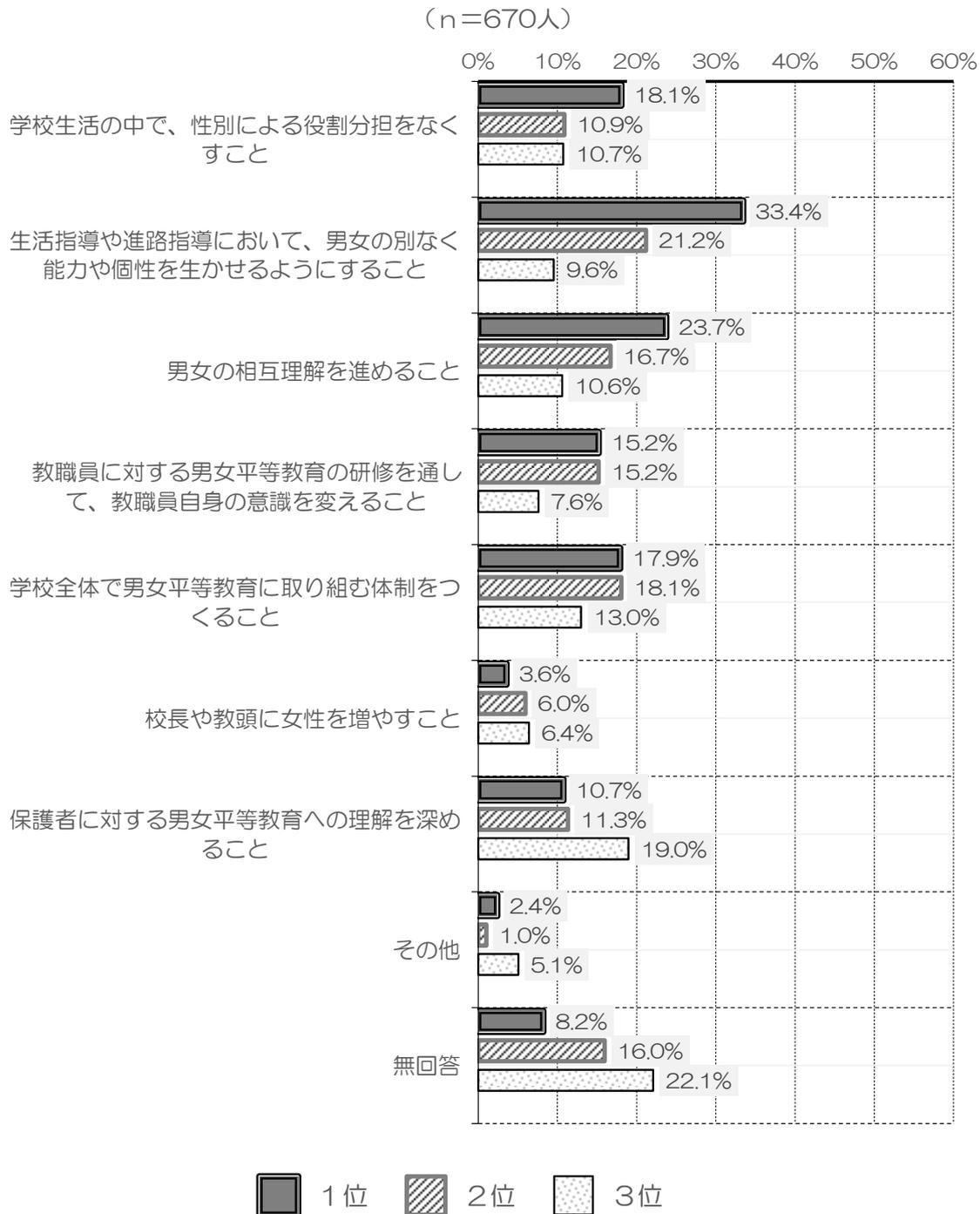
男の子は「男らしく」、女の子は「女らしく」という育て方に  
“同感する”という回答の割合



男の子は「男らしく」、女の子は「女らしく」という育て方について、「同感する」と「どちらかといえば同感する」をあわせた“同感する”という回答の割合について、性別で見ると、“女性”の61.8%よりも、“男性”は78.7%と割合が高くなっています。

年代別にみると、“60歳代”が75.9%と最も割合が高く、ついで“70歳以上”でも70.3%と、60歳代以上の年齢の高い層で回答の割合が高くなっています。

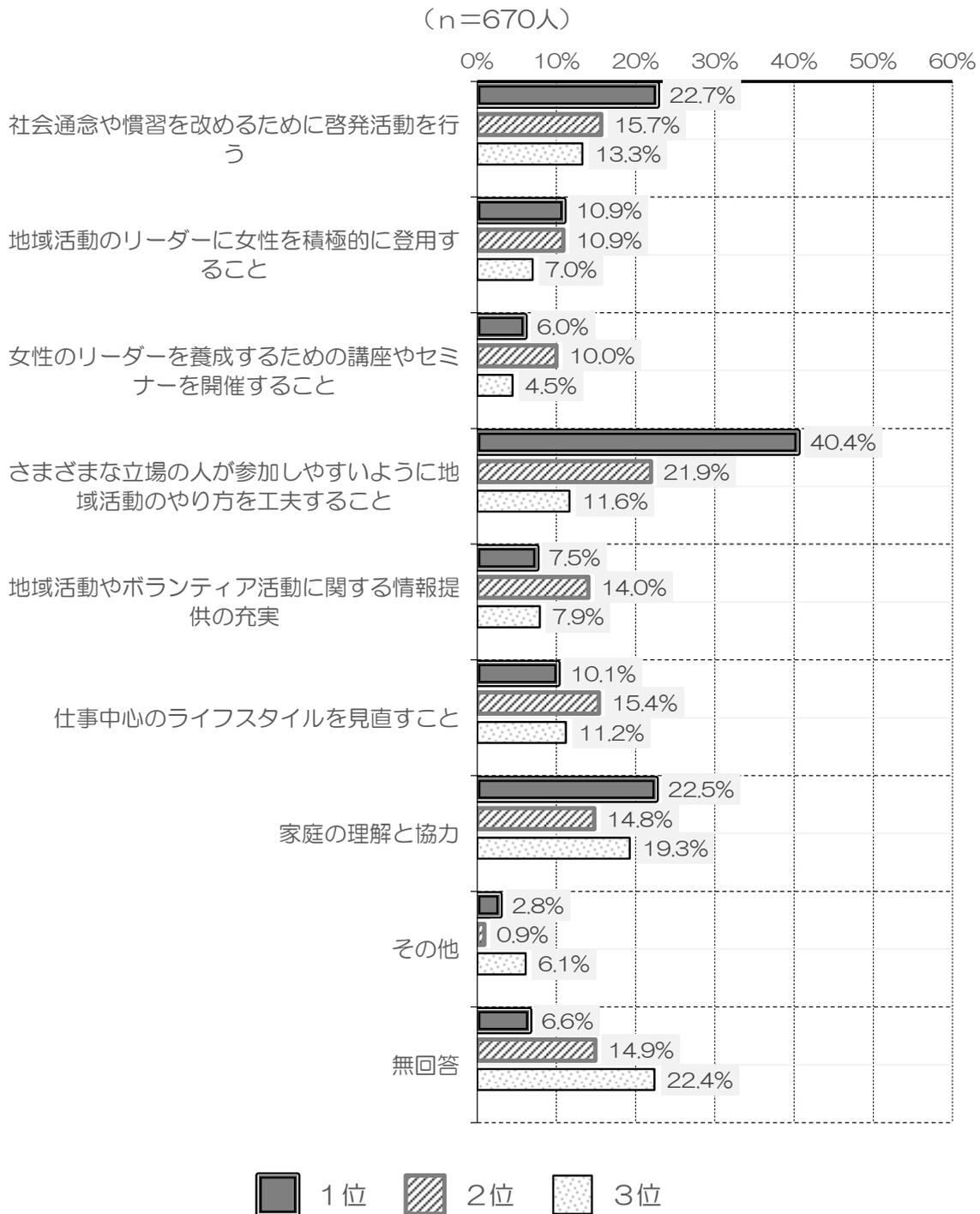
## 11) 教育の場において、男女共同参画が推進されるために必要なこと



教育の場において、男女共同参画が推進されるために必要なこととして、1位に挙げられている項目についてみると、「生活指導や進路指導において、男女の別なく能力や個性を生かせるようにすること」が33.4%で最も多く、ついで、「男女の相互理解を進めること」(23.7%)となっています。

「校長や教頭に女性を増やすこと」への回答は1位では3.6%にとどまっています。(2位でも6.0%、3位でも6.4%)

## 12) 地域社会において、男女共同参画が推進されるために必要なこと

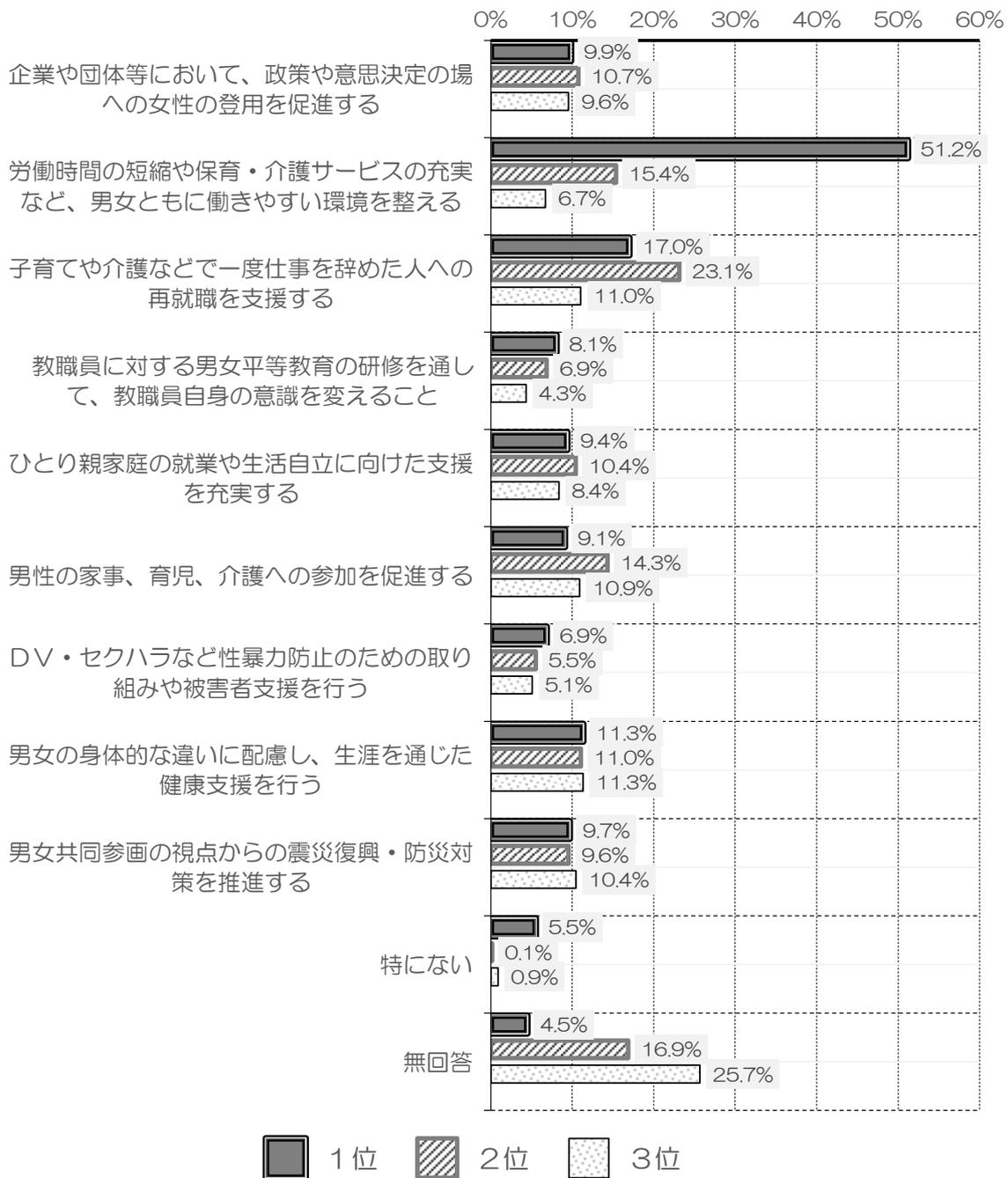


地域社会において、男女共同参画が推進されるために必要なこととして、1位に挙げられている項目についてみると、「さまざまな立場の人が参加しやすいように地域活動のやり方を工夫すること」への回答が40.4%で最も多くなっています。

その他には「社会通念や慣習を改めるために啓発活動を行う」(22.7%)、「家庭の理解と協力」(22.5%)などへの回答が2割を超えています。

## 13) 男女共同参画社会の実現に向け、市に取り組んでもらいたいこと

(n=670人)



男女共同参画社会の実現に向け、市に取り組んでもらいたいこととして1位に挙げられている項目についてみると、「労働時間の短縮や保育・介護サービスの充実など、男女ともに働きやすい環境を整える」への回答が51.2%で最も多く、過半数が取り組んでもらいたいとしています。



## 第Ⅲ章 計画の基本方向



# 1 計画の基本理念

東松島市第2次総合計画における分野別基本計画の中において、「多様な交流と社会参加の機会が充実したまち」（分野5：生涯を通じて学び、修得し、実践できるまち）という政策を掲げており、そのための政策の一つとして、「市民が互いに理解し、尊重しあう社会づくり」を推進することとしており、男女共同参画社会づくりに向けた啓発をはじめ、様々な交流や社会参加の機会づくりを進めています。

## ◇多様な交流と社会参加の機会が充実したまち

### 現状と課題

男女共同参画社会の実現をはじめ、人と人が互いの立場や役割を尊重し、協力してまちづくりを推進していくためには、市民の相互理解を深めていく必要があります。

### 目指すまちの姿

市民が互いを理解、尊重し、協力しながらまちづくりに取り組み、今後の東松島市のまちづくりを担う広い視野と知識・感覚が豊かな人材が育つまちを目指します

### 方針

男女間、さらには地域、世代間に至るまで、市民の相互理解を高める交流や社会参加の機会づくりを進めます。

### 施策の内容

#### ○市民が互いに理解し、尊重しあう社会づくり

男女共同参画社会づくりに向けた啓発をはじめ、様々な交流や社会参加の機会づくりを進めます。

「東松島市第2次総合計画」より抜粋

本計画においても、東松島市第2次総合計画で掲げられた男女共同参画の推進に関わる方針を踏まえ、東松島市男女共同参画推進条例に基づいて、互いに理解し、尊重し合うことができるように、各種の啓発活動や交流事業などを通じて男女共同参画の推進を図ることとします。

そこで、本計画の推進を図るための基本理念を以下のように定めます。

**男女が互いに認め合い、支え合い、補い合い、  
一人ひとりが活躍することができるまちづくりを推進する**

## 2 計画の基本目標

本計画の基本理念の実現を図るため、次のような基本的な視点から本計画推進のための基本目標を設定します。

### 基本的な視点

#### ○ 男女の人権の尊重

性別による差別的扱いを受けず、男女が個人として能力を発揮する機会が確保され、一人ひとりの人権が尊重される社会を目指します。

#### ○ 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる政策・方針の企画・立案・決定・実行の場に共同で参画する機会が確保される社会を目指します。

#### ○ パートナーシップの確立

男女が生まれつき持っている性の差（違い）について理解を深め、認め合った上で、男女が対等に支えあえる社会を目指します。

#### ○ 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、家事・育児・介護などの家庭生活における活動について、その役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活以外の活動を行うことができる社会を目指します。

#### ○ 女性の活躍の推進

あらゆる分野において、女性が生き方に自信と誇りを持ち、自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指します。

#### ○ 安全・安心な暮らしの実現

女性に対するあらゆる暴力を根絶し、ひとり親家庭が自立した生活を送ることができるなど、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会を目指します。

### 基本目標

基本目標Ⅰ：社会全体における男女共同参画の実現

基本目標Ⅱ：家庭や学校における男女共同参画の実現

基本目標Ⅲ：地域における男女共同参画の実現

基本目標Ⅳ：人権が尊重され、健康に安心して暮らせる環境の実現

## 3 計画の基本的な考え方

本計画に基づき、男女共同参画社会の実現を図るためには、行政だけではなく、市民、地域の人々（地域の諸団体や企業も含む）がそれぞれの立場から男女共同参画に対する理解を深め、できることから主体的に取り組み、互いに連携・協働して取り組むことが必要となります。

本計画は行政の計画であり、東松島市が取り組むべき指針について取りまとめたものではありませんが、そこで取り組まれる諸事業等においては、関係する様々な人々が互いの役割を果たしながら協働していくことが重要となります。

### 行政（東松島市）の役割

- 男女共同参画の推進に関する施策を総合的に実施します。
- 市民や事業者、国、県等との連携に努めます。
- 市民や事業者の活動に、情報の提供などの必要な支援を行います。

### 市民の役割

- 男女共同参画についての理解を深めます。
- 男女が互いに相手のことを理解し、尊重します。
- 男女共同参画推進の取り組みに積極的に協力します。

### 地域の役割

- 家庭・職場・地域などで、積極的に男女共同参画の推進に努めます。
- 事業者においては、職場で男女共同参画についての啓発に努めるとともに、仕事と家庭生活の両立ができる就業環境の整備を進めます。

## 4 施策の体系

### 基本理念

**男女が互いに認め合い、支え合い、補い合い、  
一人ひとりが活躍することができるまちづくりを推進する**

### 基本目標

#### 基本目標Ⅰ：社会全体における男女共同参画の実現

- 1：男女共同参画に関する普及啓発活動の推進
- 2：調査・研究及び情報の収集・提供の充実
- 3：政策形成及び方針決定の場への女性の参画促進

#### 基本目標Ⅱ：家庭や学校における男女共同参画の実現

- 1：子育て支援センターを通じた子育て支援
- 2：多様なニーズに対応した保育サービスの充実や待機児童解消に向けた取り組み
- 3：児童の健全育成のため、居場所や活動の場の確保
- 4：子育て家庭の生活の支援
- 5：学校等における男女平等教育の推進

#### 基本目標Ⅲ：地域における男女共同参画の実現

- 1：男女共同参画による地域の活性化の推進
- 2：男女共同参画による防災対策の推進

#### 基本目標Ⅳ：人権が尊重され、健康に安心して暮らせる環境の実現

- 1：ドメスティック・バイオレンス（DV）防止のための啓発及び支援体制の充実
- 2：児童虐待防止のための支援体制の充実
- 3：ひとり親家庭の自立支援の充実
- 4：生涯を通じ健康であるための支援
- 5：誰もが安心して暮らせるための支援

## 第IV章 施策の展開



# 基本目標Ⅰ：社会全体における男女共同参画の実現

## 1：男女共同参画に関する普及啓発活動の推進

事業名	広報紙、ホームページ等による啓発活動の強化
実施主体	市民協働課
現状	市報を活用して、男女共同参画週間にあわせ、啓発記事を掲載しています。
方向性及び	<b>内容を継続して実施</b>
事業内容	男女共同参画に関する記事を男女共同参画週間（毎年6月23日から29日）にあわせて6月15日号市報に掲載し、意識啓発を行います。

事業名	各種講座、講演会、学習機会（出前講座）の拡充
実施主体	市民協働課
現状	男女共同参画について理解を深める講座・シンポジウムを市民活動団体と協力して実施しています。
方向性及び	<b>規模を拡大して継続</b>
事業内容	市民協働のまちづくりを基本として、時代のニーズに沿った内容の講演会等を実施していきます。

事業名	女性の社会参画の必要性や意欲を高める講座の実施
実施主体	市民協働課
現状	震災前は「男女共同参画による協働のまちづくりフォーラム」を開催しました。震災後は働くママ応援企画として、女性の社会参画を支援する事業を実施しています。
方向性及び	<b>内容を継続して実施</b>
事業内容	より生活に密着したテーマに沿った内容の講座を実施する事で、市民目線で男女共同参画の必要性を訴求する事業を実施していきます。

## 2：調査・研究及び情報の収集・提供の充実

<b>事業名</b>	男女共同参画に関する市民意識調査の実施
<b>実施主体</b>	市民協働課、復興政策課
<b>現状</b>	本計画の策定にあわせ、市内 2,000 世帯を対象に、郵送によるアンケート調査を実施し、男女共同参画に関する認識や、現状、施策要望などについて確認しました。
<b>方向性及び 事業内容</b>	<b>規模を拡大して継続</b> 平成 21 年度にも男女共同参画社会づくり市民意識調査を行っており、今後も計画の見直しなどにあわせて定期的に市民意識調査の中で調査を行っていきます。

<b>事業名</b>	男女共同参画に関する相談体制の強化
<b>実施主体</b>	市民協働課
<b>現状</b>	関係機関に関する適切な情報提供及び、性別や性的指向、性同一性障害等を理由として社会的に困難な思いをしている人々からの相談を含め男女共同参画に関する相談に対し、適切に対応するよう努めています。
<b>方向性及び 事業内容</b>	<b>新たに実施</b> 市の各種相談窓口において、男女共同参画に関する相談について、適切な対応をできるように各関係機関についての情報共有を行ってまいります。

## 3：政策形成及び方針決定の場への女性の参画促進

<b>事業名</b>	審議会・委員会等への女性委員の登用促進
<b>実施主体</b>	関係各課
<b>現状</b>	市の政策形成に関わる審議会・委員会等への女性の登用について、庁内に意識啓発し登用率を向上させています。
<b>方向性及び 事業内容</b>	<b>内容を継続して実施</b> 平成28年度の登用率29.7%を、平成32年度までに35%まで向上させることを目指します。

<b>事業名</b>	市役所女性職員の活躍推進
<b>実施主体</b>	総務課
<b>現状</b>	「女性職員の活躍推進のための取り組み方針」を決定し、定期的な進行管理、アンケートによる意見の吸い上げ、職場全体への周知による環境改善に取り組んでいます。
<b>方向性及び 事業内容</b>	<p><b>内容を継続して実施</b></p> <p>「女性職員の活躍推進のための取り組み方針」に基づき、着実に人材の育成を進めます。</p>

## 基本目標Ⅱ：家庭や学校における男女共同参画の実現

### 1：子育て支援センターを通じた子育て支援

事業名	育児、子育て教室等の開催〔子育て支援センター事業〕
実施主体	子育て支援課
現状	子育て世代に対して、子育て支援センター主催で、子育てに関する講座・イベントを開催しています。
方向性及び	<b>内容を継続して実施</b>
事業内容	利用者のニーズを聞き取りながら、必要な子育て情報の提供にも努めていきます。

事業名	父親の子育て参画の支援〔子育て支援センター事業〕
実施主体	子育て支援課
現状	父親の育児参加を促すきっかけとして土曜日に講座を年2回開催しています。
方向性及び	<b>内容を継続して実施</b>
事業内容	父親だけの参加は少なく、夫婦そろっての参加が多数ありました。 今後も、父親のニーズに合った事業を企画して計画していくとともに、周知方法を工夫することで、参加人数の拡大を図っていきます。

事業名	子育てに関する相談体制の充実〔子育て支援センター事業〕		
実施主体	子育て支援課	関係課	健康推進課
現状	矢本・鳴瀬子育て支援センター内で育児に関する相談業務を実施しています。また、平日の他にも月1回土曜日の開館をしています。		
方向性及び	<b>内容を継続して実施</b>		
事業内容	関係機関との連携を密にし、情報を共有していくとともに、相談業務にかかわる職員のスキルアップを図り、相談者が相談しやすく、的確な対応ができる体制の整備を図ります。		

<b>事業名</b>	子育てサークル活動への支援〔子育て支援センター事業〕
<b>実施主体</b>	子育て支援課
<b>現状</b>	震災により7か所あったサークルが4か所に減っており、各サークルの構成人数にも差が生じています。参加人数が少ないために自然消滅したサークルもありますが、4サークルへの支援を行っております。
<b>方向性及び 事業内容</b>	<b>内容を継続して実施</b> 今後は合同会議や支援センター利用者へのPRを通し、サークル存続と自主運営を支援していきます。

<b>事業名</b>	託児付き講座・講演会等の開催〔子育て支援センター事業〕
<b>実施主体</b>	子育て支援課
<b>現状</b>	子育て支援センターを会場にした各種講座を開催する際に、保護者が安心して講座が受けられるように、託児ボランティア団体と連携を図った託児を一部で設けています。
<b>方向性及び 事業内容</b>	<b>内容を継続して実施</b> 今後も、利用者の安全を確保するため、託児の人数にあわせたスペースの確保やスタッフの確保といった、環境や体制の整備を図ります。

## 2：多様なニーズに対応した保育サービスの充実や待機児童解消に向けた取り組み

<b>事業名</b>	ファミリーサポートセンター事業
<b>実施主体</b>	子育て支援課
<b>現状</b>	一時預かりしてもらいたい子育て中の保護者と子育てを援助してくれる人との需要と供給が合うよう調整・仲介する事業を行っています。
<b>方向性及び事業内容</b>	<p><b>内容を継続して実施</b></p> <p>市報や市ホームページを活用し、ファミリーサポートセンター事業について市民に周知することにより、サービスを提供する会員と利用する会員の双方の拡大を図り、事業の活性化を目指します。</p>

<b>事業名</b>	保育所管理運営事業
<b>実施主体</b>	子育て支援課
<b>現状</b>	保育を必要とする乳幼児の受入れを行い、女性の社会進出を促進します。また、障がい児・0歳児・延長保育等ニーズにあった保育を実施しています。
<b>方向性及び事業内容</b>	<p><b>内容を継続して実施</b></p> <p>待機児童ゼロを目指し、民間活力の推進や保育士確保により、今後も引き続き、保育所の適正な管理運営に努めていきます。</p>

### 3：児童の健全育成のため、居場所や活動の場の確保

事業名	放課後児童保育事業
実施主体	子育て支援課
現状	小学1年生から小学6年生までを対象として、放課後の保育に欠けている家庭の児童を保育し、保護者の就労の支援と児童の健全育成を行うものです。
方向性及び 事業内容	内容を継続して実施 応急仮設プレハブで運営している施設を中心に順次整備し、保育需要に対応していきます。

### 4：子育て家庭の生活の支援

事業名	子育て家庭に対する経済的な支援や相談体制の充実に向けた取り組み
実施主体	子育て支援課
現状	<p>① 子ども医療費助成事業 対象:18歳到達年度末までの児童を養育している児童・保護者 平成27年4月1日より子ども医療費助成の所得制限を廃止しました。</p> <p>② 母子・父子医療費助成事業 対象:18歳到達年度末までの児童を養育している母子・父子世帯</p> <p>③児童手当支給事業 対象:15歳到達年度末までの児童を養育している保護者</p> <p>④児童扶養手当支給事業 対象:母子父子家庭、父母のいない児童を養育する方及び重度の障害を持つ父がいる家庭</p>
方向性及び 事業内容	内容を継続して実施 今後も子育て世帯に対する経済的支援や相談体制の充実を図っていきます。

## 5：学校等における男女平等教育の推進

事業名	コミュニティ・スクール導入促進事業		
実施主体	学校教育課	関係課	生涯学習課
現状	<p>保護者や地域住民等の意向を適切に把握し、学校運営や教育活動に反映させる方策検討しています。また、学校運営協議会の組織・運営体制づくりの具体的な検討を行っています。</p> <p>これまでに、学校運営協議会組織の在り方について検討し、地域の力を学校運営に生かすために必要な人材や組織の在り方について確認することができました。</p> <p>また、推進委員を中心に、指定期間や学校運営協議会の所掌事項、委員の任命、任期、学校評議員制度との関係について共通理解を図り、鳴瀬未来中学校の学校運営協議会規則を策定しました。</p> <p>研修視察により情報収集に努め、先進校の取組を参考に今後の学校運営協議会の在り方について理解を深めています。</p>		
方向性及び事業内容	<p><b>規模を拡大して継続</b></p> <p>地域や保護者が参画する学校運営を目指し、学校運営協議会の具体的な活動内容等について検討するとともに、コミュニティ・スクールとしての活動を活性化させるため、学校運営協議会の活動を支える具体的な部会の設置など組織の在り方について議論をさらに深めていく必要があります。また、コミュニティ・スクールに対する地域・保護者の理解が必ずしも十分とは言えないため、学校運営協議会による取り組みと啓発活動等により、地域の人々や保護者の理解を深めていくことが重要と考えられます。</p> <p>小中学校連携による取り組みをより確かなものにしながら、将来、市内全小・中学校にコミュニティ・スクールを設置することを視野に入れ、地域の人材や資源の具体的な活用の在り方についてさらに検討していきます。</p> <p>また、鳴瀬未来中学校をモデル校として、調査研究を進めながら、将来の東松島市全体における学校運営協議会制度の在り方について、具体的なビジョンを明確にしていきます。</p>		

## 基本目標Ⅲ：地域における男女共同参画の実現

### 1：男女共同参画による地域の活性化の推進

事業名	各地域での啓発事業の実施
実施主体	市民協働課
現状	各市民センター・地区自治会で行われる、地域の中で男女共同参画の意識啓発を行う事業について、実施をサポートしています。
方向性及び	<b>内容を継続して実施</b>
事業内容	地域主体の事業を支援する事で、市民協働による男女共同参画の推進を目指します。

事業名	地域まちづくり交付金
実施主体	市民協働課
現状	地域団体の自主的な運営を支援するため、交付金を交付しています。
方向性及び	<b>内容を継続して実施</b>
事業内容	平成 29 年度 4 月より開始する地区自治会制度に伴い見直しを行ってきたものを、今後も継続します。

事業名	地域資源を生かした地域づくり活動の推進
実施主体	市民協働課
現状	地域ポータルサイトを活用して、市内の市民活動団体の地域資源情報を提供し、協働の推進をしています。
方向性及び	<b>内容を継続して実施</b>
事業内容	地域資源の情報を誰でも、いつでも、どこでもアクセスできるようにすることで、地域の活性化を目指します。

<b>事業名</b>	男女共同参画社会づくり団体「サークルコロケ」の活動支援
<b>実施主体</b>	市民協働課
<b>現状</b>	男女共同参画社会づくり団体「サークルコロケ」へ側面的支援を実施しています。
<b>方向性及び</b>	<b>内容を継続して実施</b>
<b>事業内容</b>	男女共同参画社会の推進を目的として設立された市民活動団体「サークルコロケ」への支援を通じて、市民活動団体との協働による、市民への意識啓発を図ります。

<b>事業名</b>	人材の育成と活用
<b>実施主体</b>	生涯学習課
<b>現状</b>	東松島市女性団体連絡協議会の活動を支援し、さまざまな分野に女性ならではの力を発揮し、女性の力を引き出すことを狙いとした指導者育成のための研修会を開催しています。
<b>方向性及び</b>	<b>内容を継続して実施</b>
<b>事業内容</b>	社会の中で活躍する女性を育成し、地域における男女共同参画を推進するため引き続き実施します。

## 2：男女共同参画による防災対策の推進

<b>事業名</b>	女性防災研修会
<b>実施主体</b>	東松島市自主防災組織連絡協議会（事務局：防災課）
<b>現状</b>	自主防災組織代表者及び市内に居住する女性を対象とし、災害時の女性の役割や防災における女性の重要性について研修を通して広く啓発しています。
<b>方向性及び</b>	<b>内容を改善して継続</b>
<b>事業内容</b>	女性防災研修会への参加の呼びかけ範囲を市内の保護者などまで対象を広げ、引き続き、PR活動の強化を図っていきます。

## 基本目標Ⅳ：人権が尊重され、 健康に安心して暮らせる環境の実現

### 1：ドメスティック・バイオレンス（DV）防止のための 啓発及び支援体制の充実

<b>事業名</b>	ドメスティック・バイオレンス（DV）防止の啓発活動の推進〔DV防止事業〕
<b>実施主体</b>	子育て支援課
<b>現状</b>	支援者等を対象としたDV 予防啓発講座の開催（宮城県主催）を行っています。震災後継続的にDV 予防啓発講座を実施しており、様々な職種の方が参加されています。
<b>方向性及び 事業内容</b>	<b>内容を継続して実施</b> 現在は、被災地支援の取り組みとして宮城県主催で実施し、市も共催しております。今後も民間支援団体と連携した継続的な啓発事業の実施のあり方を検討していきます。また、支援者のみならず、市民への啓発活動にも取り組んでいきます。

<b>事業名</b>	DV の防止・救済に向けた推進体制の整備〔DV防止事業〕
<b>実施主体</b>	子育て支援課
<b>現状</b>	家庭児童相談員を配置し、DV 被害者や関係者からの相談に対応しています。必要に応じて関係機関と連携しながら支援を行っています。 当事者向けには、語り合う場やこころのケア講座（宮城県主催）についてのパンフレットを設置しています。また、必要と思われる市民に対しては情報提供を行っています。
<b>方向性及び 事業内容</b>	<b>内容を継続して実施</b> 今後も、相談の質の向上、民間支援団体との連携に努め、相談体制の充実を目指していきます。

<b>事業名</b>	DV救済のための関係機関とのネットワーク化 〔DV防止事業〕
<b>実施主体</b>	子育て支援課
<b>現状</b>	経済・住宅・就業・法律関係等必要な関係課や関係機関につないだり、相談機関を紹介しています。平成 27 年度に石巻圏域婦人保護事業関係機関ネットワーク連絡協議会が設置され、ネットワーク化へ向けた体制が整備されるところです。 個別ケースを通じた関係機関との連携が図られています。
<b>方向性及び</b>	<b>内容を継続して実施</b>
<b>事業内容</b>	今後も、石巻圏域婦人保護事業関係機関ネットワーク連絡協議会を活用した連携のあり方を検討していきます。

<b>事業名</b>	被害者の保護・自立支援〔DV防止事業〕
<b>実施主体</b>	子育て支援課
<b>現状</b>	DVを受けた方への情報提供を行っています。また、一時保護からその後の自立に向けて、関係機関と連携を図りながら、個々に相談に応じています。
<b>方向性及び</b>	<b>内容を継続して実施</b>
<b>事業内容</b>	今後も、緊急度が高い人の一時保護、支援を必要とする人の安全確保と自立に向け、特に関係機関との連携強化を図ります。

<b>事業名</b>	相談体制の充実〔DV防止事業〕
<b>実施主体</b>	子育て支援課
<b>現状</b>	家庭児童相談員を各種研修会に積極的に参加させ、資質の向上に努めています。
<b>方向性及び</b>	<b>内容を継続して実施</b>
<b>事業内容</b>	今後も、関係機関、特に専門職との事例検討や意見交換等による多職種連携を図り、相談体制の強化を図ります。

## 2：児童虐待防止のための支援体制の充実

<b>事業名</b>	児童虐待防止に関する事業の充実〔児童虐待防止事業〕
<b>実施主体</b>	子育て支援課
<b>現状</b>	児童虐待防止の理解者を地域に増やすための研修会を開催しています。 子どもの権利擁護研修・児童虐待の対応研修・事例検討会等については、毎年、継続して実施しています。
<b>方向性及び 事業内容</b>	<b>内容を継続して実施</b> 児童虐待に関しては、多問題ケースが増えており、多職種連携が必要となっています。 今後も、多職種連携を意識した研修内容の工夫を行うとともに、外部からのスーパーバイズ機能の確保を図ります。

<b>事業名</b>	児童虐待防止に向けた推進体制の整備〔児童虐待防止事業〕
<b>実施主体</b>	子育て支援課
<b>現状</b>	要保護児童対策地域協議会を設置しています。協議会を拠点とした児童虐待防止推進体制を整備しています。
<b>方向性及び 事業内容</b>	<b>内容を継続して実施</b> 今後も、母子保健分野との連携による虐待の重篤化予防を図るとともに、特定妊婦の支援体制や母子保健分野との連携、対象者との顔の見える関係づくりを図りつつ、中学校区毎の対応を意識した会議運営の工夫を進めていきます。

## 3：ひとり親家庭の自立支援の充実

<b>事業名</b>	高等技能訓練促進事業
<b>実施主体</b>	子育て支援課
<b>現状</b>	母子父子家庭の経済的自立を図るため、就職に有利な資格を取得し、生活の安定に資するための訓練費を支給しています。
<b>方向性及び 事業内容</b>	<b>内容を継続して実施</b> 継続して訓練費の支給を行います。

## 4：生涯を通じ健康であるための支援

<b>事業名</b>	健康づくり普及啓発事業
<b>実施主体</b>	健康推進課
<b>現状</b>	住民が自ら健康づくりのための身体活動、食生活改善に取り組めるよう、必要な知識の普及や啓発を行い、生活習慣病の予防を図ります。
<b>方向性及び</b>	<b>内容を継続して実施</b>
<b>事業内容</b>	今後も引き続き健康づくりに向けた普及啓発に努めていきます。

<b>事業名</b>	妊婦支援事業
<b>実施主体</b>	健康推進課
<b>現状</b>	母体及び胎児の健康の保持増進、疾病の早期発見・早期治療につなげるため、母子健康手帳及び母子健康手帳別冊を発行し、必要な個別保健指導を実施しています。母体・胎児の健康管理を継続して行い、母性を育み安心安全に出産できるよう、ハイリスク妊婦に対しては早期支援を行っています。
<b>方向性及び</b>	<b>規模を拡大し継続</b>
<b>事業内容</b>	今後も事業拡大し、継続して実施していきます。

<b>事業名</b>	栄養改善事業
<b>実施主体</b>	健康推進課
<b>現状</b>	栄養改善事業を通じて、適切な栄養摂取と望ましい食習慣、食を通じた生活習慣病発症と重症化予防を図り、健康寿命の延伸を目指す事業を行っています。
<b>方向性及び</b>	<b>内容を継続して実施</b>
<b>事業内容</b>	今後も栄養改善事業を通じて健康寿命の延伸を目指していきます。

## 5：誰もが安心して暮らせるための支援

<b>事業名</b>	高齢者や障がい者の生活支援及び介護保険事業の充実
<b>実施主体</b>	福祉課
<b>現状</b>	障がい福祉サービスの充実 地域生活支援事業の充実 地域ケア体制の充実 生きがいづくりの推進 地域支援施策の充実 高齢者福祉施策の充実 介護保険給付施策の充実
<b>方向性及び 事業内容</b>	<b>内容を継続して実施</b> 「東松島市障がい者計画・障がい福祉計画」及び「東松島市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づいた関係施策を着実に実施します。



## 第V章 計画の推進体制



# 1 計画の推進体制

男女共同参画の意識を高め、東松島市において、男女がともに尊重し合い、活躍できる社会を実現していくためには、行政だけではなく、様々な関係者と連携し、広範かつ多岐にわたる様々な活動と一緒にあって取り組んでいくことが重要となります。

そこで、すべての関係者が男女共同参画社会の実現に向けた課題と、取り組みの方向性を共有することができるように、本計画そのものや関連する本市の諸計画、また各種計画のもとに進められている個々の事業について、本市が活用しているさまざまな媒体を活用して広く市民に周知し、市民一人ひとりや関係する諸団体、地域における意識を高め、それぞれの活動が活発に行われるようにしていきます。

また、計画に掲げている取り組みを総合的かつ計画的に推進することができるように、行政のみならず、多様な主体が参画する機能的な計画推進体制を整備し、着実な計画の進行管理に努めていきます。

## ○男女共同参画推進本部の活用

男女共同参画の推進組織として「東松島市男女共同参画推進本部」を設置し、計画の進捗状況を定期的に把握するとともに、計画の見直しなど、本計画の推進に関わる基本方向を検討します。

男女共同参画推進本部のもと、庁内や関係者間の連携強化を図り、市の男女共同参画推進施策を総合的かつ効果的に実施します。

## ○男女共同参画審議会の活用

有識者や関係諸団体、市民などからなる、「東松島市男女共同参画審議会」を設置し、それぞれの委員の目線から本計画の推進状況や、新たな課題への対応の必要性などについて検討してもらい、「東松島市男女共同参画推進本部」に対して、意見や提案をしてもらいます。

男女共同参画審議会の視点から計画の進捗状況を検討してもらうことで、より効果的な進行管理につなげていきます。

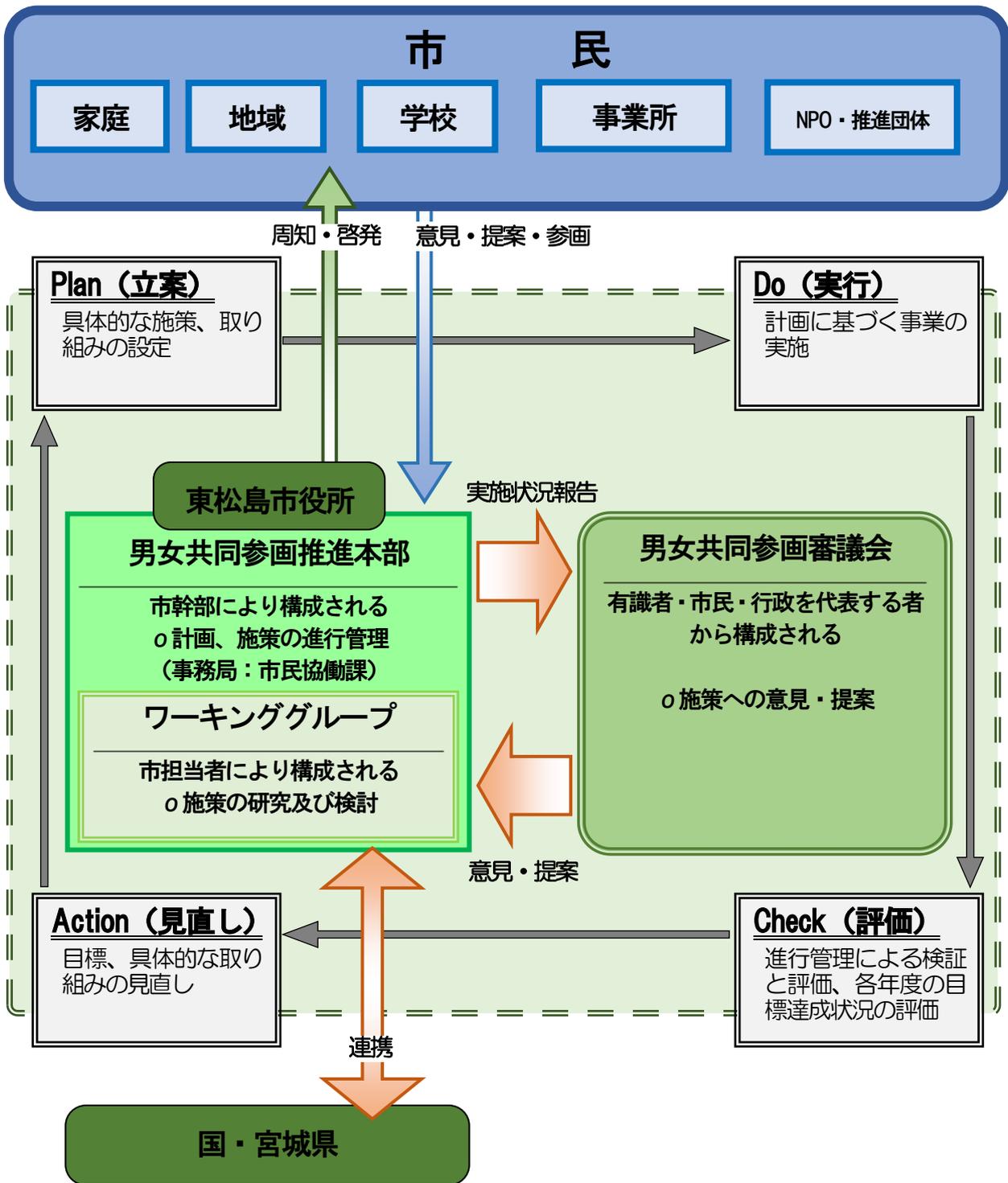
## ○庁内ワーキンググループの設置

庁内における男女共同参画の推進組織として、関係各課からなる「庁内ワーキンググループ」を設置します。

ワーキンググループでは、本計画に関わる取り組みの進捗状況を把握するとともに、新たな課題や取り組みの在り方などについても定期的に検討し、「東松島市男女共同参画推進本部」における検討に資するデータの収集や課題の分析を行います。

また、市民にさきがけて、市そのものが男女共同参画に関する認識を高め、具体的な行動を起こすことが重要と考えられるため、市職員の男女共同参画の意識の向上やそのための情報提供や研修の企画・運営など、庁内における男女共同参画推進のための推進組織としても活動していきます。

＜本市における計画の推進体制＞



## 2 進捗評価と目標指標の設定

### ○施策の実施状況の報告

計画の適切な進捗評価を行うために、本計画に記載のある事業については毎年、実施状況や課題、今後の展望などについて各担当課が整理し、「東松島市男女共同参画推進本部」ならびに「東松島市男女共同参画審議会」に対して報告を行います。とりまとめについては庁内ワーキンググループを活用します。

### ○目標指標の設定及び目標の達成状況の確認

#### (1) 男女共同参画に関するアンケートにおける指標

指標	指標達成の方向性	達成状況	平成32年度 目標値
「男女共同参画社会」という言葉の認知状況	啓発活動により認知度を向上させていきます。 ※「内容を含め、知っていた」と及び「少しだけ知っていた」と回答した方の割合	(H28) 39.2%	50%
男女共同参画の実現度	本計画に掲載の事業により実現度を上げます。 ※「実現されている」と回答した方の割合	(H28) 20.9%	35%

#### (2) 東松島市第2次総合計画における指標

本計画においても総合計画で設定されている指標の達成を目指し、指標項目の達成状況を把握し、目標達成に向けた課題や取り組みの方向性を定期的に総括していきます。

指標	指標達成の方向性	達成状況	平成32年度 目標値
男女共同参画に関する市民満足度	「男女共同参画に関する市民満足度」を上げていきます。 ※H28は、東松島市における男女共同参画の実現度について、「おおいに実現されている」、「おおむね実現されている」を合わせた、「実現されている」という評価の割合	(H26) 22.9% (H27) 33.6% (H28) 20.9%	35%
各種審議会の委員における女性委員の登用率	「女性の登用率」を上げていきます。	(H26) 29.1% (H28) 29.7%	35%



# 資料編

---



# 1 計画策定の経緯

時期		内容
平成28年	5月～7月中旬	関連事業の進捗確認
	7月21日～8月4日	アンケート調査の実施
	8月上旬	現行事業の進捗評価のまとめ 計画書構成案のとりまとめ
	9月上旬	アンケート調査結果報告書の取りまとめ
	9月29日	東松島市男女共同参画審議会の開催
	10月下旬	計画書素案叩き台の取りまとめ
平成29年	1月下旬	計画書素案の取りまとめ
	2月23日～3月9日	パブリックコメントの実施
	3月3日	議員説明会
	3月10日	男女共同参画審議会の開催
	3月21日	東松島市男女共同参画推進本部の開催

## 2 東松島市男女共同参画審議会 委員名簿

○東松島市男女共同参画審議会委員名簿（平成28年8月24日～平成30年3月31日）

選出区分（規則第2条関係）	氏名	推薦元団体（所属）
（第1号委員） 学識経験者	宮原 育子	宮城学院女子大学
（第2号委員） 市内各種団体推薦	相澤 太	宮城県漁業協同組合矢本支所
（第2号委員） 市内各種団体推薦	小野 歩	東松島市観光物産協会
（第2号委員） 市内各種団体推薦	川村 勝雄	いしのまき農業協同組合 東松島総合センター
（第2号委員） 市内各種団体推薦	菅原 舞	NPO 法人東松島まちづくり応援団
（第2号委員） 市内各種団体推薦	畠山 順一	大曲まちづくり協議会
（第2号委員） 市内各種団体推薦	三浦 一恵	東松島市商工会
（第2号委員） 市内各種団体推薦	渡邊 和恵	サークルコロッケ
（第3号委員） 市内企業推薦	佐藤 牧観	株式会社 上東五和
（第3号委員） 市内企業推薦	門間 義典	株式会社 石巻青果
（第5号委員） 行政機関代表	石森 さと子	東松島市教育委員会 教育委員
（第5号委員） 行政機関代表	及川 清一	東松島市農業委員会 農業委員
（第5号委員） 行政機関代表	小山 隆	東松島市総務部 総務課長

※各号内氏名五十音順・敬称略

# 3 東松島市男女共同参画推進条例

## ○東松島市男女共同参画推進条例

平成27年12月24日

条例第51号

### 目次

#### 前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 基本理念（第3条）

第3章 役割（第4条—第8条）

第4章 基本的施策（第9条—第14条）

第5章 相談及び苦情への対応（第15条・第16条）

第6章 東松島市男女共同参画審議会（第17条—第21条）

第7章 雑則（第22条）

#### 附則

### 前文

全ての人は、性別にかかわらず、その個性及び能力を十分に発揮し、差別されない平等な存在であり、お互いにその人権や個性を尊重し、尊重されるものでなければなりません。

しかし、社会の様々な分野において、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会慣習等により、女性が方針決定等へ参画し難い現状が見られます。

東松島市が、豊かな自然と歴史や文化にあふれたまちとして、これまで発展を遂げてきた背景には、家事、育児等の主たる担い手となってきた女性たちの生活の支えがありました。

私たちが、豊かで安全安心な生活を営み、お互いに支え認め合い、子供たちに輝く未来を託すことができるまちを築くためには、その性別にとらわれず、その個性を生かし、いきいきと活動できる男女共同参画による社会づくりの実現が必要です。

男女がお互いを「認め合い（愛）、支え合い（愛）、補い合い（愛）」ながら人として生きがいをもって暮らせる社会づくりの実現に向けて、その基本理念を明らかにし、喜びも責任も共に分かち合う男女共同参画社会を効果的に推進するため、この条例を制定します。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、東松島市（以下「市」といいます。）における男女共同参画の推進に関し、基本理念及び施策の基本的な事項を定め、総合的かつ計画的に推進することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とします。

#### （用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 男女共同参画 男女が持てる能力及び個性を十分に発揮し、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受でき、かつ、共に責任を担うことをいいます。
- (2) 市民 市内に居住する人、市内で働く人及び市内で学ぶ人をいいます。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う各種法人及びその他団体並びに個人をいいます。
- (4) 自治組織等 市内に居住する人によって形成された団体その他の市民団体をいいます。
- (5) 教育関係者 市内において学校教育、社会教育その他教育に携わる全ての個人、法人等をいいます。

## 第2章 基本理念

### (基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念とし、推進するものとします。

- (1) 男女がお互いの個性を尊重し協力し合うこと。
- (2) 男女が日常生活や社会生活のあらゆる場面において、性別や社会的立場等を理由とする差別的扱いを無くすこと。
- (3) 男女が性別による固定的な観念や役割に基づく慣行などの制約を受けることなく、自らの意思で自由に生き方を選択できるとともに、その能力を発揮する機会が等しく確保され、適切な評価及び処遇を受けられること。
- (4) 男女が対等な構成員として、市の政策又は市民の様々な活動の場若しくは職場内において立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (5) 家族を構成する男女がお互いの協力及び社会支援の下に、家事、育児、介護その他の家庭生活を家族の一員として役割を果たすとともに、地域活動や仕事などの社会活動が両立できること。

## 第3章 役割

### (市の役割)

第4条 市は、市の特性に応じた男女共同参画の推進に関する施策(以下「推進に関する施策」といいます。)を定め、これを総合的かつ計画的に実施しなければなりません。

2 市は、男女共同参画の推進にあたり、市民の意見を尊重するとともに、市民及び事業者等(事業者、自治組織等、教育関係者などを含みます。以下同じです。)のほか、国、県及び地方公共団体と連携及び協力しなければなりません。

3 市は、市民及び事業者等が男女共同参画の推進に関して行う活動について、情報の提供その他必要な支援を行わなければなりません。

### (市民の役割)

第5条 市民は、男女共同参画について理解を深め、社会のあらゆる分野においてお互いに協力し、男女共同参画の推進に努めるものとします。

2 市民は、市が実施する推進に関する施策に協力するよう努めるものとします。

### (事業者の役割)

第6条 事業者は、事業活動を行うにあたり、市民に対して男女共同参画の推進の目的及び推進に関する施策を十分に理解し、協力するよう努めるものとします。

2 事業者は、男女平等に関する法令等を遵守し、雇用者に対して男女平等についての意識啓発を行うとともに、男女が家庭及び事業活動を両立できる職場環境づくりに努めるものとします。

### (自治組織等の役割)

第7条 自治組織等は、地域活動にあたっては、性別による固定的な役割分担意識、社会慣習等による男女共同参画の推進を阻害する要因を取り除くよう努めるものとします。

2 自治組織等は、市が実施する推進に関する施策に協力するよう努めるものとします。

### (教育関係者の役割)

第8条 教育関係者は、男女共同参画の推進における教育の重要性を深く理解し、基本理念に配慮した教育に努め、市が実施する推進に関する施策に協力するよう努めるものとします。

## 第4章 基本的施策

### (基本的施策)

第9条 市は、推進に関する施策の策定にあたり、次に掲げる施策を盛り込むよう配慮するものとします。

- (1) 市民及び事業者等との共通認識の確立及び理解を深めるための施策
- (2) 学校教育や社会教育の場において理解を深めるための施策
- (3) 性別による差別や人権侵害を無くするための施策
- (4) 就業の場における推進に関する施策
- (5) 家庭生活や地域における推進に関する施策
- (6) その他目的達成に必要な施策

### (基本計画の策定)

第10条 市長は、推進に関する施策を計画的かつ効果的に推進するため、男女共同参画社会の実現に向けての基本的な計画（以下「基本計画」といいます。）を策定します。

2 市長は、基本計画の策定において、第17条の規定により設置する東松島市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、広く市民及び事業者等の意見が反映されるよう適切な措置を講じるものとします。

3 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとします。

4 前2項の規定は、基本計画を変更する場合について準用します。

### (実施状況の報告)

第11条 市長は、毎年度、基本計画に基づく施策の実施状況について公表し、市民及び事業者等との情報の共有に努めるものとします。

### (情報提供、広報活動等)

第12条 市長は、男女共同参画の推進における市民及び事業者等の理解を深めるため、必要かつ適正な範囲で情報提供、広報活動等を行うものとします。

### (推進体制の整備)

第13条 市は、男女共同参画の推進を図るため、必要な体制を整備するよう努めるものとします。

### (禁止行為)

第14条 何人も、次に掲げる人権侵害及び差別行為を行うことを禁止します。

- (1) 職場、学校、地域、家庭その他社会のあらゆる場面において行われる性別による差別的行為
- (2) ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の人権を著しく侵害し、人間としての尊厳を踏みにじる行為
- (3) 公衆に表示する情報において、前2号に規定する行為等を容認し、助長し、又は奨励するような表現

## 第5章 相談及び苦情への対応

### (相談への対応)

第15条 市長は、前条各号に係る相談の申出が市民からあった場合には、関係機関と協力連携し、適切な措置を迅速に講じるよう努めなければなりません。

### (苦情への対応)

第16条 市長は、推進に関する施策について、その内容に対する苦情の申出があった場合には、適切な措置を迅速に講じるよう努めなければなりません。

## 第6章 東松島市男女共同参画審議会

### (審議会)

第17条 男女共同参画の推進に関する調査研究、基本計画の検討その他目的達成のために必要な事項を審議するため、東松島市男女共同参画審議会（以下「審議会」といいます。）を設置します。

### (組織)

第18条 審議会は、市長が委嘱する委員15人以内で組織します。

2 委員の任期は、2年とします。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

### (会長及び副会長)

第19条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定めるものとします。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表するものとします。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理するものとします。

### (会議)

第20条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となります。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができないものとします。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するものとします。

4 会長は、必要があると認めたときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができるものとします。

### (審議会の委任)

第21条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めるものとします。

## 第7章 雑則

### (その他)

第22条 この条例に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとします。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行します。

(東松島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 東松島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年東松島市条例第37号）の一部を次のように改正します。

〔次のよう〕略

# 4 男女共同参画社会基本法

## ○男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)

(法律第七十八号)

第一百四十五回通常国会

小渊内閣

改正 平成十一年七月一六日法律第一〇二号

同一一年一二月二二日同第一六〇号

男女共同参画社会基本法をここに公布する。

男女共同参画社会基本法

### 目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平一一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(平一一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(平一一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一一法一〇二・全改)

#### 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

#### 附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

○中央省庁等改革関係法施行法（平成一一法律一六〇）抄

（処分、申請等に関する経過措置）

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

（政令への委任）

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成一一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

# 5 宮城県男女共同参画推進条例

## ○宮城県男女共同参画推進条例

平成十三年七月五日  
宮城県条例第三十三号

宮城県男女共同参画推進条例をここに公布する。

### 宮城県男女共同参画推進条例

すべての個人は性別にかかわらず、人として平等な存在であり、男女は、その違いを認めつつ、互いの人権を十分に尊重しなければならない。

宮城県においては、男女平等の実現に向けて、男女共同参画推進プランの策定をはじめ、様々な取組みがなされてきた。しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行が存在している現状から、あらゆる分野での男女平等と男女共同参画社会の実現を目指すには、県、県民及び事業者が一体となり総合的に取り組むことが重要である。

少子高齢化の進展等社会経済構造の急激な変化が進む中で、県民が真に豊かで、安心とゆとりのある生活を実現していくためには、男女が共にその個性と能力とを十分に発揮できる環境が整備されなければならない。男女が、性別にとらわれることなく、共に対等な立場に立って、労働、家庭生活、地域活動などをバランスよく営むことができる新しい生活文化を創造することこそが、今強く求められている。

すべての県民の人権が平等に保障され、男女が共に責任を分かちあう社会を構築していくため、男女共同参画社会の早期実現を目指すことを決意し、ここに、この条例を制定する。

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、宮城県（以下「県」という。）、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、もって新しい生活文化を創造し、真に豊かで活力のある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受でき、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

#### (基本理念)

第三条 男女共同参画の推進は、男女が平等に個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別によっていかなる差別的な扱いも受けないこと、あらゆる分野において男女が共に個人としての能力を均等に発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることなどを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、固定的な性別役割分担意識に基づく制度又は慣習その他の社会的制約が、男女の主体的で自由な活動の選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

- 3 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動と社会生活における諸活動に積極的かつ平等に参加し、両立できることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、配偶者間その他の男女間におけるあらゆる暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を著しく与える行為をいう。以下同じ。）の根絶を旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進は、国際社会の目指すべき理想の一つであることにかんがみ、広く世界に向けた視野に立って積極的に行われなければならない。

（県の責務）

- 第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、県民及び事業者と連携及び協働して取り組むよう努める。
  - 3 県は、市町村に対し、男女共同参画の推進に関する計画の策定や施策等に関し、技術的な助言、情報の提供その他の必要な措置を積極的に講ずるよう努める。
  - 4 県は、第一項に規定する施策を推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努める。

（県民の責務）

- 第五条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野の活動に自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

- 第六条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組み、男女が共同して事業活動に参画することができる体制及び職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## 第二章 基本的施策

（男女共同参画推進のための基本計画）

- 第七条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定する。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定める。
    - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
    - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
  - 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。
  - 4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、宮城県男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。
  - 5 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表する。
  - 6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（平一五条例一・一部改正）

(男女の均等な登用の推進等)

第八条 県は、附属機関を組織する委員その他の構成員の選任に当たっては、附属機関の設置及び構成員の選任等に関する条例（平成十二年宮城県条例第百十三号）第三条の規定に基づき、男女の均等な登用に努めなければならない。

2 県は、男女共同参画社会の推進のための教育や研修の機会を充実し、人材の養成に努めるとともに、女性の人材に関する情報を積極的に収集、活用又は提供するよう努めなければならない。

(男女の共生教育の推進)

第九条 県は、男女が生涯にわたって共に明るく生きがいのある社会を構築するために、あらゆる教育の場を通じて人権尊重の精神を基盤とした個人の尊厳、男女平等、男女相互の理解と協力についての意識を高くむよう努める。

(農林水産業及び自営の商工業の分野における男女のパートナーシップの確立)

第十条 県は、農林水産業及び自営の商工業の分野において女性が主体性を活かし、その能力を十分に発揮し、正当な評価を受け、対等な構成員として方針の立案及び決定の場に参画する機会が確保される社会を実現するため、必要な環境整備を推進する。

### 第三章 男女の精神的・身体的権利侵害と差別の禁止

(性別による権利侵害の禁止)

第十一条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、あらゆる場において、つきまとい等及びストーカー行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第一項に規定するつきまとい等及び同条第二項に規定するストーカー行為をいう。）を行ってはならない。

4 何人も、あらゆる場において、男女間における暴力的行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第十二条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による役割分担の固定化又は女性に対する暴力的行為を助長し、又は連想させる表現を行わないよう努めなければならない。

### 第四章 男女共同参画の推進体制

(拠点施設の整備)

第十三条 県は、配偶者間その他の男女間における暴力的行為の被害者の保護及び支援並びにセクシュアル・ハラスメントの被害者からの相談への適切な対応等、当該被害者の自立を総合的に支援する拠点施設を整備する。

(調査研究)

第十四条 県は、男女共同参画の推進に関する施策、社会における制度又は慣行が及ぼす影響及び男女共同参画の推進を阻害する問題に関して必要な調査研究を行い、その成果を男女共同参画の推進に関する施策に適切に反映させるよう努めなければならない。

(民間非営利活動団体との連携及び協働)

第十五条 県は、男女共同参画社会の実現のため、民間非営利活動団体（宮城県の民間非営利活動を促進するための条例（平成十年宮城県条例第三十六号）第二条第二項に規定する民間非営利活動団体をいう。以下同じ。）との連携及び協働を図る。

2 県は、民間非営利活動団体が行う男女共同参画に貢献する活動について、支援及び促進を図る。

(年次報告)

第十六条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

## 第五章 相談及び苦情処理

- 第十七条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に関する県民又は事業者からの相談の適切な処理に努める。
- 2 知事は、県が実施する男女共同参画に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する県民又は事業者からの苦情の適切な処理に努める。
- 3 知事は、第一項の相談及び第二項の苦情を処理するため、男女共同参画相談員（以下「相談員」という。）を置く。
- 4 相談員は、次に掲げる事務を行う。
- 一 県民又は事業者からの相談及び苦情に応ずること。
  - 二 前号の相談及び苦情を処理するために必要な調査、指導及び助言を行うこと。
- 5 相談員は、前項の事務を行うに当たり、必要に応じて、関係行政機関と連携するものとする。

## 第六章 宮城県男女共同参画審議会

### （宮城県男女共同参画審議会）

- 第十八条 基本計画その他男女共同参画に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、知事の附属機関として宮城県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### （組織）

- 第十九条 審議会は、知事が任命する委員二十人以内で組織する。
- 2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。
- 3 委員の任期は二年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 6 会長に事故があるときは、副会長が、その職務を代理する。

### （会議）

- 第二十条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### （専門委員）

- 第二十一条 専門の事項を調査するために必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員の任期は、専門の事項に関する調査が終了するまでとする。

### （運営事項の委任）

- 第二十二条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 第七章 雑則

### （規則への委任）

- 第二十三条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十三年八月一日から施行する。  
(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。  
〔次のよう〕略

附 則(平成一五年条例第一号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十五年四月一日から施行し、同日以降の計画の策定、変更又は廃止について適用する。

# 6 男女共同参画についての行政関係年表

	国	宮城県	東松島市
平成8年	男女共同参画推進連携会議発足 「男女共同参画2000年プラン」策定	宮城県男女共同参画推進委員会設置	
平成9年	男女共同参画審議会設置 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布		
平成10年		宮城県における男女共同参画社会の実現に向けての推進策並びに宮城県女性行動計画について答申(宮城県男女共同参画推進委員会) 「みやぎ男女共同参画推進プラン」策定	
平成11年	「男女共同参画社会基本法」公布、施行	女性青少年課設置 男女共同参画施策推進本部設置	
平成12年	「男女共同参画基本計画」閣議決定		
平成13年	男女共同参画会議設置 男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 第1回男女共同参画週間 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定	男女共同参画推進課設置 「宮城県男女共同参画推進条例」公布、施行 宮城県男女共同参画審議会設置	
平成15年	「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 「少子化社会対策基本法」公布、施行 「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	宮城県男女共同参画基本計画について答申(宮城県男女共同参画審議会) 「宮城県男女共同参画基本計画」策定	(旧矢本町)男女共同参画事業担当課設置 (旧矢本町)男女共同参画社会づくり事業企画運営委員会設置
平成16年	「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正		
平成17年	「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	「新みやぎ子どもの幸福計画(宮城県次世代育成支援行動計画)」前期計画策定	矢本町と鳴瀬町が合併し、東松島市政施行 東松島市男女共同参画社会づくり事業企画運営委員会設置
平成18年	「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 「男女雇用機会均等法」改正 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」策定	
平成19年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略とりまとめ 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		
平成20年	「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定		男女共同参画社会づくり団体「サークルコロッケ」設立

	国	宮城県	東松島市
平成21年	「次世代育成支援対策推進法」改正 「育児・介護休業法」改正	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」改定 共同参画社会推進課設置	
平成22年	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」新合意 「男女共同参画基本計画（第3次）」閣議決定	「新みやぎ子どもの幸福計画（宮城県次世代育成支援行動計画）」後期計画策定 宮城県男女共同参画基本計画（第2次）について答申（宮城県男女共同参画審議会）	3.11 東日本大震災
平成23年		「宮城県男女共同参画基本計画（第2次）」策定	
平成24年	「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定		
平成25年	「配偶者暴力防止法」一部改正		
平成26年	女性の活躍促進と働き方改革を主要施策とする「『日本再興戦略』改訂2014」閣議決定		サークルクロックが「すばらしいみやぎを創る県民の集い」にて表彰される
平成27年	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の制定 「男女共同参画基本計画（第4次）」策定（予定）		「東松島市男女共同参画推進条例」策定
平成28年			「東松島市男女共同参画推進条例」施行 「東松島市男女共同参画審議会」設置 「東松島市男女共同参画推進基本計画」策定

## 東松島市男女共同参画基本計画

平成 29 年 3 月

---

発行 東松島市

編集 総務部 市民協働課

〒981-0503

宮城県東松島市矢本字上河戸 36-1

電話 0225-82-1111 (代表)

FAX 0225-82-1391

<http://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp/>